

[史料]

グリム編『ヴァイステューマー』の邦訳 (3)

1500年頃の「アイケル荘園法」
(ヴェストファーレン地方)

山本 健*

Japanese Translation of a German Medieval Manorial Customary (3)

—*Hofsrechte zu Eikel gegen*, 1500—

Takeshi YAMAMOTO

This paper translates a medieval manorial customary (*Weistümer*) into Japanese in order to examine the village community of medieval Germany. The *Weistümer*, *Hofsrechte zu Eikel*, comes from northwestern Germany (Westphalia) and was written in medieval Low German in about 1500. Eikel is located in Hohenlimburg on the river Lenne, between Iserlon and Hagen. The monastery of St. Pantaleon in Cologne was a lord of this Eikel manor with 28 *Hufen*.

The prominent feature of this *Weistümer* is that within this manor there were three different kinds of peasants. The first class was tenantfarmers with *Hufen* (*Hoefffluide/Hovener*), the second had small land (*Kotter*), and the third was landless (*Ummeling*).

These *Ummelingen* lived outside the village and paid a poll

*やまもと・たけし：敬愛大学国際学部助教授 ドイツ中世史

Associate Professor of German Medieval History, Faculty of International Studies,
Keiai University.

tax only. If the *Ummelingen* were able to pay this poll tax for 30 years without interruption, they could have a free status. But, generally speaking, these landless *Ummelingen* were poor and were compelled to live in other peasants household in the same village or to move to other estates and far towns to get a living, since sons and daughters were excluded from inheritance of their parents' tenure. There was also increasing differentiation between richer and poorer peasants in the later medieval German countryside.

史料の紹介

本稿は、ケルン市内にあるベネディクト系聖パンタレオン修道院⁽¹⁾がドイツ北西部（ヴェストファーレン地方）に属するマルク大公領（Herzogtum Mark）内のアイケル（Eikel）⁽²⁾に所有する、1500年頃の荘園の諸法規（荘園法）⁽³⁾の邦訳である。これは、筆者の関心事の一つであった、農村部から都市部への「労働力の送り出し」問題⁽⁴⁾を考察する上で有益な諸事実を含む史料である。それ故に、都市へ「ヒト」を送り出す農村側の論理ないし、その構造を解明するための予備作業として、同荘園法を邦訳した。同荘園法は、グリム編『ヴァイステューマー』（以下、GWで表す）の第3巻に記載されており、すべて中世低地ドイツ語（Niederdeutsch）で記録されている。

なお、筆者はすでに本誌上で、ヴェストファーレン地方に属する「ローエン荘園法」を邦訳する機会を得た⁽⁵⁾。しかしそこでは、一つの「ヴァイステューマー」を邦訳し、その具体的な内容を提示したにとどまり、同地方のヴァイステューマー研究状況やグリム編『ヴァイステューマー』一般に関する史料論的考察⁽⁶⁾を欠いていた。そのため、同地方に残存するヴァイステューマーの数量や内容についての全体像が明示されておらず、課題として残されていた。

そこで、本稿では、D・ヴェルクミュラーの研究⁽⁷⁾を参考にしながら、この点と、また今日においても重要な農村史料とされるグリム編『ヴァイ

ステューマー』の問題点などについて言及してみたい。

(1) グリム編『ヴァイステューマー』について

ヴァイステューマー（判告録）を初めて蒐集・刊行した人物はヤーコプ・グリム（Jacob Grimm）〔1785－1863年〕である。彼がヴァイステューマーに関心を持った出発点は、周知のごとく、19世紀前半の時代精神（ロマン主義）に起因する。すなわち、当時のドイツが置かれていた政治的状況（フランス〔ナポレオン〕による軍事的支配やウィーン体制下の重圧など）からドイツ人は現実に幻滅して、自分たちの拠り所を過去に、とくに中世に求める傾向が顕著であった⁽⁸⁾。

(a) グリムのヴァイステューマー蒐集に対する基本姿勢と問題点

このような精神風土の中で、ヤーコプ・グリムの基本的態度は「言語、信仰そして法は三位一体（Dreiheit）であり、〔この関係は〕同じ基礎に由来する」（GW. Bd. 4. S. III）というものであった。それ故に、彼にとって、民衆の中に息づく法も言語や信仰以外の何ものでもなかった⁽⁹⁾。したがって、彼は、豊かな法史料が民衆裁判（Volksgericht）の簡潔な判告録の中に含まれていることに気づきながらも（GW. Bd. 4. S. III）、言語（書かれている文字）の有効性（Kraft）を信用し〔史料はそれ自体で真実を物語ると考え〕ていたため、史料の時代考証などをせず、ただ史料を蒐集し、そして平易に物語らせれば、史料に記されていた時代の本質が理解できると考えた⁽¹⁰⁾。またグリムたちの努力によって、法史料としてのヴァイステューマーの価値が認知されるに伴い、各地の歴史協会や郷土史家たちは各自の雑誌に新しく発掘したヴァイステューマーを掲載しだした。広範囲な素材の蒐集をめざしていたグリムは、このような地方の歴史雑誌からも積極的にヴァイステューマーを採用した（GW. Bd. 4. S. VII-VIII）⁽¹¹⁾。そのため、グリムの『ヴァイステューマー』には、古文書学的考察を欠くものや、またグリム自身による本文の要約が掲載されていたり、さらには判告録を記録した目的や理由などについて記された箇所が切り捨てられたものも採用されている⁽¹²⁾。この点で、グリムの『ヴァイステューマー』を利用する

場合には、細心の注意が必要である⁽¹³⁾。

また、蒐集の原則は単に「ドイツ法史の感性的な要素 (sinnliche element) に適した史料を完全に、かつ忠実に蒐集すること」⁽¹⁴⁾であったため、蒐集した素材の中には、本来の裁判集会での「裁判官の諮問に対して、参審員が答申する」という判告形式 (weistumsform) の狭義のヴァイステューマー⁽¹⁵⁾の他に、自由特許状 (Freiheitsbriefe) や村落令／村法 (Dorfordnung) や規約 (Satzungen) なども含まれていた。またできるだけ多くのヴァイステューマー蒐集を目的としたため、偽文書⁽¹⁶⁾も含まれていた。

とは言え、「ヴァイステューマーは中世の遺制に過ぎず、したがって、このような遺制を根絶するために、古いヴァイステューマーを焼却したことを自慢している人物が〔先進的な〕ライン河〔左岸の〕地域にも〔依然として〕いた」(GW. Bd. 2. S. VI) 時代において、グリムがヴァイステューマーの持つ一般的な意義と史料的価値を最初に指摘したことは、まぎれもなく彼の大きな功績であった。すなわち、民衆の口承によるヴァイステューマーとはドイツの古い制度の中でも極めて独特な現象であり、自由にして高貴なドイツに固有な法が存在した優れた証拠でもある、と⁽¹⁷⁾。

(b) グリム編『ヴァイステューマー』の成立過程と各巻の特徴

グリムがヴァイステューマーを初めて世間に問うたのは、1828年に刊行された『ドイツ法制史資料』(初版)に添付された、387点に及ぶヴァイステューマー目録である⁽¹⁸⁾。これは、もちろん、『ヴァイステューマー』編纂作業の一環として著されたものであった。また同書の序言では、上記以外の判告録をも蒐集することを宣言し、さらに新たに発見した判告録をグリム本人ないし来るべき編者に報告するように呼びかけてもいた。おそらく、この時点で、すでに、グリムは蒐集された膨大なヴァイステューマーの編纂・刊行を決意していたようにみられる。そして、1831年の4月には、彼が予定していた数量よりも300~400点多く集まったのである。グリム自身が彼の恩師であるサヴィニー (Fr. K. von Savigny) への書簡 (1831年9月3日付)の中で、初めて、800点にも及ぶ「立派な判告録集」をまもなく出版するつもりである旨⁽¹⁹⁾、明言していた。

また同年の秋には、グリム自身が新たなヴァイステューマーの発掘をも兼ねて、地方の古文書館めぐりをしている。この古文書館をめぐる調査旅行⁽²⁰⁾は、まずゲッチングェンから、カッセル→フランクフルト→ダルムシュタット→ハイデルベルク→カールスルーエへ至る行程であり、さらにはカールスルーエ→ストラスブール→コンスタンツへ至る行程であった。コンスタンツでは、グリムに好意的なフライヘル・フォン・ラスベルク (J. M. Freiherr von Laßberg) を介して、スイス (トゥールガウ州) のエプシハウゼン (Eppishausen) にまで足を延ばし、それからフリードリヒスハーヘン→ウルム→シュツットガルト→カールスルーエへ戻るという行程であった。グリムはこの調査・蒐集旅行におおむね満足していた。それは、新たに約100点の判告録を見つけることができたからであった。しかしながら、調査先のすべての古文書館がグリムに好意的であったわけではなかった。たとえば、シュパイアー、イドシュタイン (Idstein) それにカールスルーエの各古文書館はグリムに対して非協力的であった⁽²¹⁾。この件については、グリム自身が『ヴァイステューマー』の第1巻の序言の中で「私は史料集の〔序言の〕末尾に、祖国の、おそらくは二度とこのような大規模で企画されることのない判告録の蒐集に対するあらゆる妨害について、後世の人々が私に怠慢の非難を浴びせることのないように、あえて公にしたい」(GW. Bd. 1. S. VI) と述べて、その具体的事例を記していた。

たとえば、「大量にプファルツ地方の判告録を収納しているシュパイアーの古文書館が私の入館に門戸を閉ざし、またイドシュタインではナッサウ古文書館の入館を阻止された」(GW. Bd. 4. S. VI-VII) と。とくに、カールスルーエでは「同古文書館に移された修道院文書集を利用すべく、同地に足を延ばしたのであるが、当地の古文書館の係員 (Archivbeamte) は、私に写本の利用申請書を出させ、私が閲覧したい判告録の箇所を、彼が危険と思った数行ないし全文を削除しはじめた。この行為は、おそらく、判告録を閲覧させることで、彼の仕事〔古文書館の運営〕に何らかの不利益が生じるかもしれないと恐れたからなのだろうが、このことで、私は調査を継続する意欲を損なってしまった」(GW. Bd. 4. S. VI) ほど非協力的で

あった。

このような試練を経ながらも、グリムの『ヴァイステューマー』は第2巻が第1巻に先立って1840年にゲッチンゲンで刊行された。表紙にはドロロンケ (E. Dronke) とバイエル (H. Beyer) が共同編者として明記されている。「この両人は私 (グリム) の最大の支援者であり、コブレンツの古文書館の膨大な数の判告録の写本を、しかも十二分に整理して、私 (グリム) に提供した人物であった。もし彼らの仕事がなかったならば、私 (グリム) の『ヴァイステューマー』にはトリアーやケルンの豊かな判告録は採用されなかったであろうし、また現にあるような分量にはならなかったであろう」(GW. Bd. 4. S. VII) とグリムが述懐していたほどであった。なお、第2巻に含まれているヴァイステューマーは、ライン河左岸の地域のそれであった。またドイツ以外では、フランス、ベルギー、ルクセンブルクなどのヴァイステューマーも含まれていた。第1巻は1年後の1841年に刊行されている。第1巻はそのほとんどがスイス、とりわけチューリヒなどの北部諸州 (ドイツ語圏) のヴァイステューマーである。第3巻は1842年に刊行された。この3巻には、1、2巻よりも広範囲な地域 (オーストリア、スイス、フランス、ベルギー、ネーデルラント) の判告録も採用され、また第2巻で取り上げられた地域の判告録が多数追加されていた。さらに、3巻にはこれまでに無かった事項索引や地名索引がつけられ、利用しやすく改善されていた⁽²²⁾。それから約20年後の1863年に、第4巻が刊行された。この4巻はグリム本人による最後の編纂本でもあった。この4巻には、新しい地域のヴァイステューマーは含まれておらず、既巻の補遺ないし増補した判告録 (フランス、スイス関係) が含まれていた。

グリムの死後刊行された第5巻 (1866年) と6巻 (1869年) は、シュレーダー (R. Schröder) が中心となり、マウラー (G. L. von Maurer) たちの協力を得て編纂された。第5巻には、ドイツ以外では、スイスとフランス (アルザス地方) のヴァイステューマーが、また第6巻にはフランス (アルザス地方)、ルクセンブルク、ベルギーそしてネーデルラントのそれが含まれている。またシュレーダーは広範囲な人名索引と事項索引だけからなる

第7巻を1878年に刊行した。こうして、グリム編『ヴァイステューマー』は1840-78年までの39年の歳月を費やし、約3000点という膨大な分量のヴァイステューマーを含む史料集として完成した⁽²³⁾。すなわち、同『ヴァイステューマー』に含まれるヴァイステューマーは、グリムが直接、調査したアルザス、スイス、アレマンネン、プファルト、トリアーそしてケルンの各地域のそれが主要な部分を占めている。低地ドイツ地方のヴァイステューマーは、ラコムブレット (Th. J. Lacomblet) 編纂の『低地ライン史料集』⁽²⁴⁾を、またキンドリンガー (N. Kindlinger) 編纂の『ドイツ隷農史のための文書集』⁽²⁵⁾などを参照すべきである (GW. Bd. 4. S. VII)。またオーストリアに関しては、オーストリア諸地方を網羅している『オーストリア・ヴァイステューマー』があり、グリムはカラヤン (Karajan) の好意で得た若干のヴァイステューマーを第3巻に掲載しただけであった (GW. Bd. 4. S. VII)⁽²⁶⁾。

(C) グリム編『ヴァイステューマー』における時代的分布と空間的分布

この問題については、D・ヴェルクミュラーの研究が参考になるので、以下、彼の研究成果⁽²⁷⁾を紹介する。なお、対象は旧西ドイツに限定し、近隣諸外国は除外してある。

(i) 時代的分布について

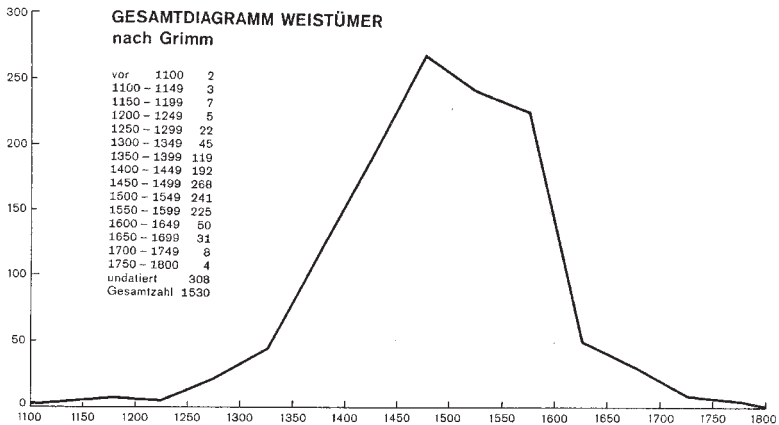
グリムの『ヴァイステューマー』に含まれる判告録の約20%には、記録化された時期が明示されていない。また各地域での時期が明示されている判告録と不明なそれとの割合はバラバラである。その割合は表1のようになる⁽²⁸⁾。

全体のグラフ (図1) から明らかなように、ヴァイステューマーが最も多く出現した時期は、1350-1600年であった。それ以前も、それ以後もヴァイステューマーの数は少ない。各地域のグラフ (図2-7) から、ほぼ同じことが言える。つまり、最古のものは12・13世紀に遡ること、極めて内容の豊富なのは14-15世紀のものであること、また16-17世紀にも、さらには18世紀においても、重要なヴァイステューマーが存在していたこと、など。

表1

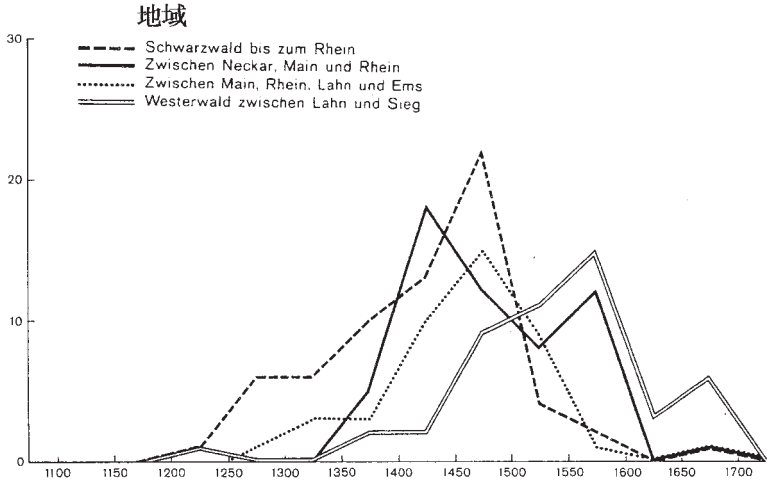
(地域番号)	(地域)	(時期明示のもの)	(不明なもの)
II	Schwarzwald bis zum Rhein	64 (72%)	25
III	Zw. Necker, Main und Rhein	56 (88)	8
IV	Zw. Main, Rhein, Lahn, Ems	42 (91)	4
V	Westerwald zw. Lahn und Sieg	49 (94)	3
VIII	Zw. Queich, Lauter, Nahe, Rhein	86 (76)	27
IX	Saar	64 (85)	11
X	Hochwald	37 (84)	7
XI	Idarwald	8 (66)	4
XII	Hunsrück, Nahe	59 (65)	32
XIII	Obermosel	36 (81)	8
XIV	Untermosel	124 (81)	29
XV	Prüm	21 (49)	22
XVI	Eifel	70 (74)	24
XVII	Zw. Eifel und Rhein	13 (54)	11
XVIII	Zw. Eifel Ahr, Rhein und Ruhr	62 (83)	13
XIX	Zw. Eifel Ruhr und Maas	23 (79)	6
XX	Westfalen	74 (76)	23
XXI	Niedersachsen	47 (76)	15
XXII	Hessen	40 (93)	3
XXIII	Wetterau	83 (97)	3
XXIV	Franken	98 (85)	7
XXVI	Bayern	32 (64)	18
XXIX	Schwaben	34 (87)	5
		総計：1,222	308

図1 グリム編『ヴァイステューマー』の全体の時代的分布



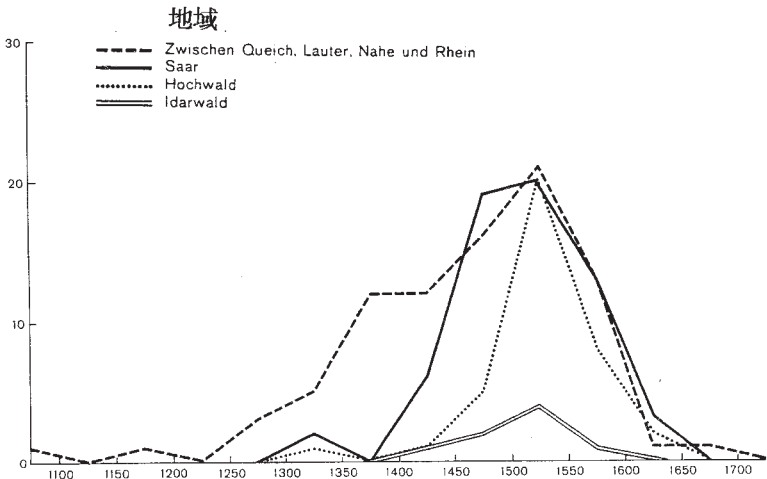
(典拠) D. Werkmüller, *Über das Aufkommen u. Verbreitung der Weistümer*, 1972, S. 181.

図2 各地域のヴァイステューマーの時代的分布



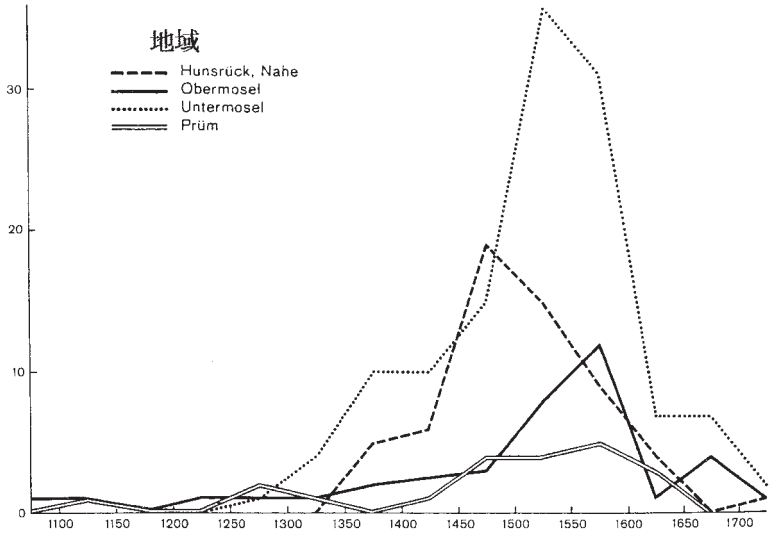
(典拠) D. Werkmüller, a.a.O., S. 182.

図3 各地域のヴァイステューマーの時代的分布



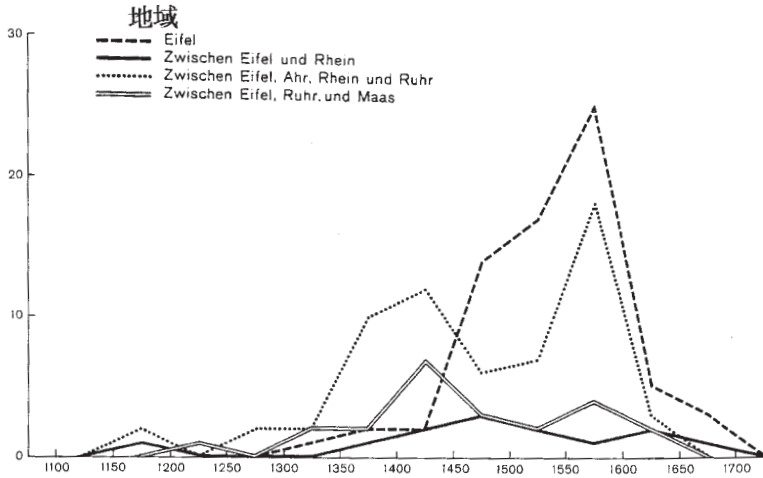
(典拠) D. Werkmüller, a.a.O., S. 182.

図4 各地域のヴァイステューマーの時代的分布



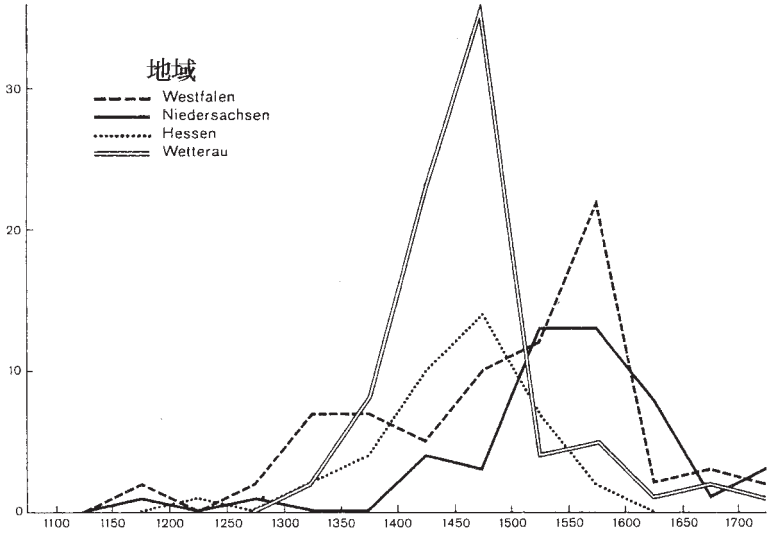
(典拠) D. Werkmüller, a.a.O., S. 183.

図5 各地域のヴァイステューマーの時代的分布



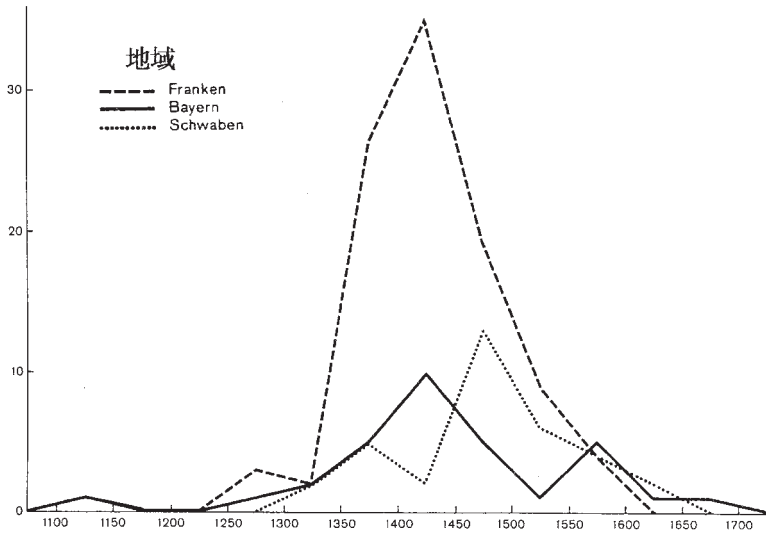
(典拠) D. Werkmüller, a.a.O., S. 183.

図6 各地域のヴァイステューマーの時代的分布



(典拠) D. Werkmüller, a.a.O., S. 184.

図7 各地域のヴァイステューマーの時代的分布

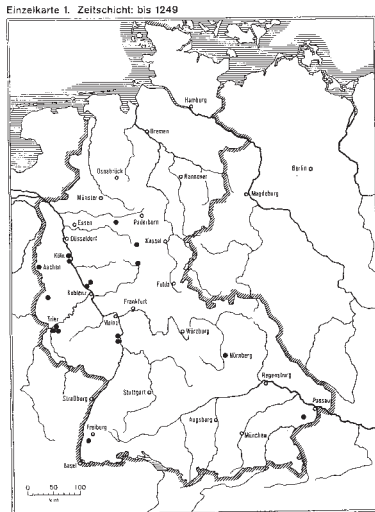


(典拠) D. Werkmüller, a.a.O., S. 184.

(ii) 空間的分布について

場所の特定の手段は、①ヴァイステューマーに記載されていた地名<村、農場 (Höfe)、地方、都市など>、②グリムがヴァイステューマーの表題として選んだ地名などである。その場合でも、(1) 1つのヴァイステューマーに複数の地名が出ている場合には、それが作成されたか、もしくは実際に記録された「本来の場所 (Ursprungsort)」を採用した。また、(2) その「本来の場所」が原文にない場合には、記載されている地名の中で、今日、最も重要な場所を採用した。(3) 共有地や領域を対象とするヴァイステューマーの場合にも、記載されている地名の中で、今日、最も重要な場所を採用した。さらに、(4) 共有地に関するヴァイステューマーで、今日、存在しないか、もしくは一度も地名が出てこない場合には、それが作成されたか、もしくは実際に記録された「本来の場所」か、共有地の中心的な場所を採用した。(5) 個々のヴァイステューマーが広大な領域と、あるいは多くの村と関係する場合、できるかぎり、中心的な、あるいは重要な場所を採用した。以上のような原則に従って、ヴァイステューマーの場所を●で表し、しかも50年単位で地図化したものが、地図①～⑩である。これに従えば、グリム編『ヴァイステューマー』に含まれる判告録はいつの時代でも、ライン河左岸の地域 (ラインラント・プファルツ、ケルンなど) そしてヘッセン地方およびヴェッテラウ (Wetterau) 地方に比較的集中し、ニーダーサクセンやチューリンゲン、それにバイエルンの各地域では散発的であること、次に、ヴァイステューマーの密度が高い地域は、比較的、小経営 (Kleinbetriebe)、均分相続 (Realteilung)、集村的定住 (das verstädterten Dorf) それに密集した定住地 (Siedlungskonzentration) を特徴とする地域と一致することが見て取れる。さらに、共同体的生活が高度に発展し、きわだったゲヴァン制度 (Gewannverfassung) と短く、不規則的な耕地混在を伴う地域とも一致していた。もちろん、これらの事実とヴァイステューマーの密度の高さとの間に因果関係はもちろん存在しない⁽²⁹⁾ とヴェルクミュラーは判断している。むしろ、ヴァイステューマーの密度が高い地域と荘園制 (Grundherrschaft) が特別な役割を果たしている地方とが一致してい

地図① ヴァイステューマーの空間的分布
(1249年まで)



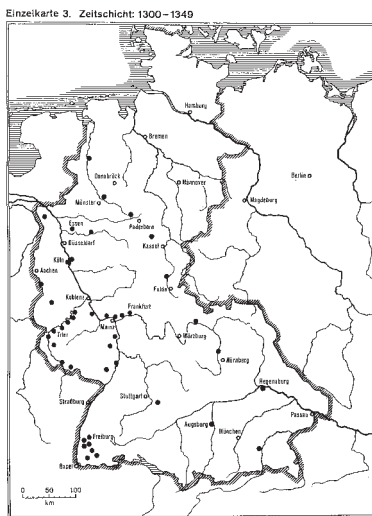
(典拠) D. Werkmüller, a.a.O., S. 170.

② ヴァイステューマーの空間的分布
(1250-1299年まで)



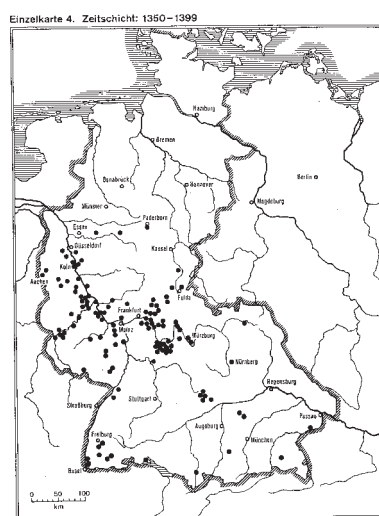
(典拠) D. Werkmüller, a.a.O., S. 171.

③ ヴァイステューマーの空間的分布
(1300-1349年まで)



(典拠) D. Werkmüller, a.a.O., S. 172.

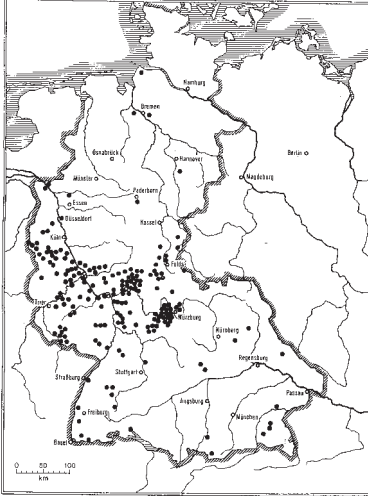
④ ヴァイステューマーの空間的分布
(1350-1399年まで)



(典拠) D. Werkmüller, a.a.O., S. 173.)

⑤ ヴァイステューマーの空間的分布
(1400-1449年まで)

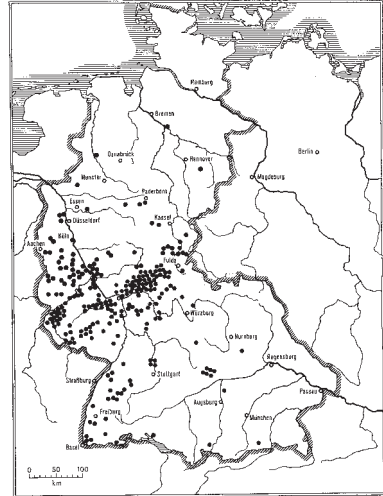
Einzelkarte 5. Zeitschicht: 1400-1449



(典拠) D. Werkmüller, a.a.O., S. 174.

⑥ ヴァイステューマーの空間的分布
(1450-1499年まで)

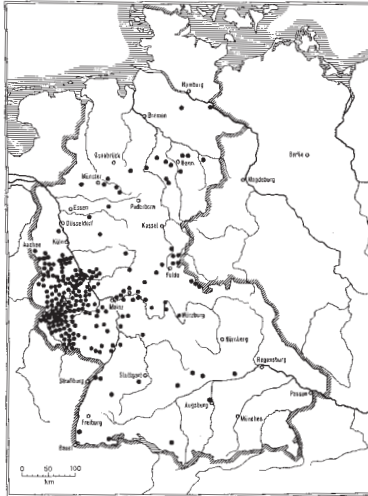
Einzelkarte 6. Zeitschicht: 1450-1499



(典拠) D. Werkmüller, a.a.O., S. 175.

⑦ ヴァイステューマーの空間的分布
(1500-1549年まで)

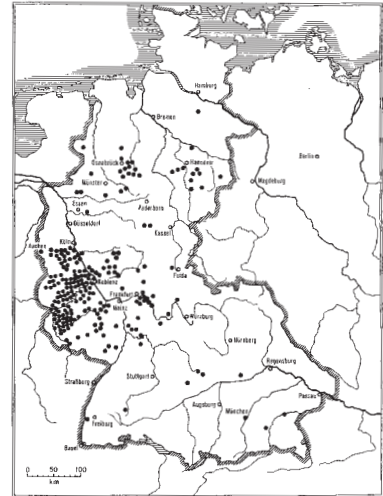
Einzelkarte 7. Zeitschicht: 1500-1549



(典拠) D. Werkmüller, a.a.O., S. 176.

⑧ ヴァイステューマーの空間的分布
(1550-1599年まで)

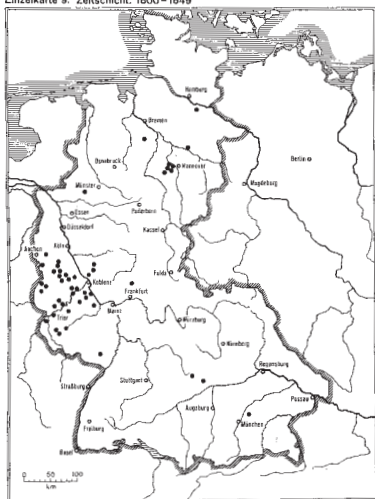
Einzelkarte 8. Zeitschicht: 1550-1599



(典拠) D. Werkmüller, a.a.O., S. 177.

⑨ ヴァイステューマーの空間的分布
(1600-1649年まで)

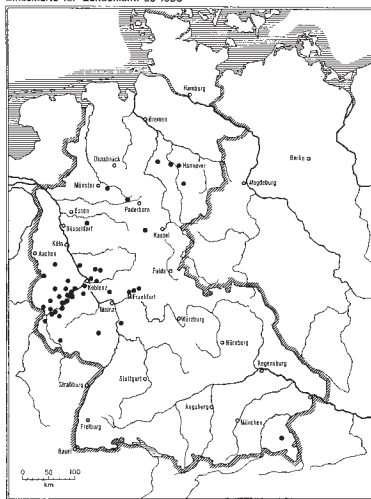
Einzelkarte 9. Zeitschicht: 1600-1649



(典拠) D. Werkmüller, a.a.O., S. 178.

⑩ ヴァイステューマーの空間的分布
(1650年以降)

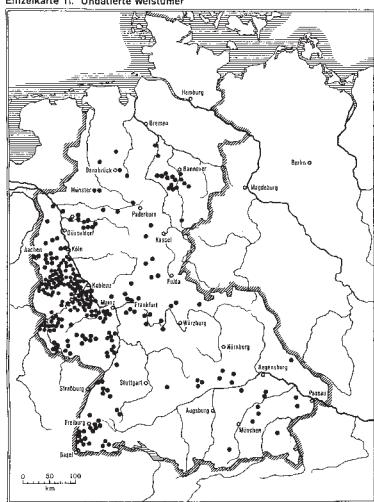
Einzelkarte 10. Zeitschicht: ab 1650



(典拠) D. Werkmüller, a.a.O., S. 178.

⑪ ヴァイステューマーの空間的分布
(年代不明)

Einzelkarte 11. Undatierte Weistümer



(典拠) D. Werkmüller, a.a.O., S. 180.

ることから、この関係の解明に荘園ヴァイステューマー（荘園法）の重要性とその解明を提案している⁽³⁰⁾。

（２）ヴェストファーレン地方のヴァイステューマー

次に個別地域に関するヴァイステューマーであるが、筆者が関心を寄せているノルトライン・ヴェストファーレン地方、正確にはそのライン河右岸地方のそれは、グリムの『ヴァイステューマー』では、第3巻と第6巻の「ヴェストファーレン」の項目に含まれている（その具体的なものは別表を参照）。

さらに、その内容たるや、

- 都市法 (Deuz, Medebach, Warburg, Nienburg, Duisburg)、
- ▲ラント法／法域法 (Blankenberg, Sieben Freien, Delbruck, Rietberg)、
- ◎荘園法 (Barm, Schöplenberg, Hattnegge, Herberde, Eikel, Loen, Werne u. Seperade, Dorsten, Schapen, Soest, Lohmar, Stockum)、
- ★マルク法／森林法 (Goddelsheim, Ettelen, Tudorf, Mark Olbrock, Westerwald, Letter Mark, Homer Mark, Raesfeld, Osterwald, Ostervern, Spellerwald, Veramold, Dissen, Schlederhausen, Holthusen, Heringhauser, Nortrupp, Dierstorf, Oberwald)、

そして特殊なものとして、

- ▽相続法 (Westerhofen, Bocke)
- ケンスアーレス法 (Münster)

などと多様である（別表でのマークは上記の内容を示す。下線の付いたものは邦訳済み）。

ところで、同地方に関しては、グリムの『ヴァイステューマー』が今日においても最も包括的なヴァイステューマー蒐集である。それ以外には若干のものが「ヴェストファーレン・ラント法」に含まれている。また、同地域の刊行および未刊行のヴァイステューマーに関する目録はない⁽³¹⁾。

グリムの「ヴェストファーレン」地方に含まれるもう一つの地域、低地ライン地域（ユーリッヒ＝ベルク、クレーフエ）は、ヴァイステューマーが

別表 Westfalen 地方の Weistumer 全覽

対象地区	法令のタイトル	発行年代	ページ
Grimms Weistume—Bd. 3.			
■Deuz	Jura oppidi tuitiensis	13—14世紀	1—3
—	Weisthum zu Deuz	1386	3—7
Hilden u. Hahn	Weisthum zu Hilden u. Hahn	1386/1505	8—11
◎Barmen	Hofsrolle zu Barmen	—	11—17
▲Blankenberg	Rechte des Landes Blankenberg	1457	17—22
◎Lohmar	Weisthum des Hofgerichtes zu Lohmar	1555/1570	22—24
Seelscheid	Weisthum von Seelscheid	1440/1549/1602	24—26
Schwelm	Vestenrecht zu Schwelm	—	27—32
◎Barkhofen	Weisthum über Barkhofen	1320	32—33
◎Viehof	Weisthum zu Viehof	1338	33—34
Hagen	Vestenrecht zu Hagen	1513	34—37
◎Schöplenberg	Schöplenbergers Hofsrechte	—	37—39
Eilpe	Weisthum zu Eilpe	—	39—40
Benker	Benker Heidenrecht	—	40—42
▽Westerhofen	Herwede und Gerade in der Freiheit Westerhofen	—	43—44
Ruhr	Ruhrrecht	1452	44—45
Hattnegge	Landfeste von Hattnegge	—	45—49
◎ ———	Hofsrechte von Hattnegge	16世紀	49—54
◎Stockum	Rechte des Hofes Stockum	1370	54—55
◎Herberde	Hofsrechte zu Herberde	15世紀	56—58
Wenigern	Weisthum zu Wenigern	—	58—60
◎Eikel	Hofsrechte zu Eikel	1500	60—67
▲Sieben Freien	Landrecht der Sieben Freien (BochumのLandrechtと同じ)	—	67—70
Ostonne	Freistul zu Ostonne	1505	71
Valbert	Weisthum zu Valbert	1533	71—72
■Medebach	Rechte von Medebach	1165	73—75
—	—	1580	75—76
★Goddelsheim	Holzgericht zu Goddelsheim	1585	77—79
Corbach	Weisthum zu Corbach	1454	79—80
■Warburg	Rechte von Warburg	1312	80—81
★Ettelen	Holting to Ettelen	1411	81—84
★Tudorf	Tudorfer Mark	1480	85—91
★ ———	Holting zu Tudorf	1482	91—94
Borchen	Weisthum zu Borchen	1370	94—101
▲Delbruck	Aus dem Delbrucker Landrecht	18世紀	101—103
▲Rietberg	Rietberger Landrecht	1697	103—107
▲Wiedenbrugge	Landgoding zu Wiedenbrugge	1549	107—111
★Mark Olbrock	Holting der Mark Olbrock	1549	111—116
★ ———	Ferner Urteile der Olbrocker Mark	1551	116—119
Herzebrok	Herzebrok	1552	119—121
Warendorf	Gaugericht zu Warendorf	1504	121—123
★Westerwald	Holting von Westerwald	1521/1530/1534	
—	—	1537/1538	123—125
★ ———	Grenze des Westerwalds	1682	125—126
□Münsterland	Wachsziensige im Münsterland	1272	126—127
■Münster	Munstersche Hofsprache	—	127—130
Bakenfeld	Bakenfeld	—	130—132
Sandwell	Urtheile zum Sandwell	1566—1585	132—138
Dernekamp	Dernekamp	1603	138—143
★Lette Mark	Aus Protocollen der Letter Mark	1500—1547	143—145

別表続き

◎Loen	Recht des Hofes zu Loen	1363/1547	145-161
★Homer Mark	Homer Mark	1490	161
◎Werne/Seperade	Hofsrechte zuWerne und Seperade	1569	161-163
◎Dorsten	Hofsrechte von Dorsten	1402	163-168
★Raesfeld	Raesfelder Mark	vor 1575	168-171
★————	Raesfelder Holzordnung	1575	171-175
★Osterwald	Osterwalder Mark	1557	176
★Ostervern	Ostervernsche Mark	1339	176-179
Meppen	Jura litonum in Meppen	1348	179-180
★Speller Wald	Speller Walde ordele und rechtwisonge	1465	180-184
◎Schapen	Hofsrechte zu Schapen	—	184-185
★Veramold	Schiedspruch über die Vermeler Mark	1277.5.31	186-187
★Dissen	Holzgericht zu Dissen	1582	187-188
Engern	Hausgenossen zu Engern	1558/1559	188-190
◎Wetterfreien	Hofsprachen der Wetterfreien	1550/1569	190-192
★Schlederhausen	Holting zu Schlederhausen	1576	192-193
Uphusen	Uphusen	1571	193-194
Belm	Hausgenossen zu Belm	—	195-196
Westrum	Hausgenossen zu Westrum	—	196-198
Rimslohe	Hausgenossen zu Rimslohe	—	198-200
★Holthusen	Holtik zu Holthusen	1559	200
Schluchteren	Schluchteren	1571	200-202
Cappelen	Haussprache zu Cappelen	1570	202-203
Walsern	Hausgenossen zu Walsern	1570	203-204
★Heringhauser	Heringhauser Mark	1543	204
Ostercappeln	Urtheile des Gaugerichts Ostercappeln	1555	204-206
Gehrde	Nienhus zu Gehrde	—	206-207
Bersenbruck	Bersenbruck	1503	207-208
★Nortrupp	Nortrupper Mark	1577	208-212
Brucken	Die Sieben Freien Meierhufe zu Brucken	—	212-213
■Nienburg	Das Freieding zu Nienburg	—	213-215
★Dierstorf	Aus einem Holting zu Dierstorf	1532	215
Grimms Weistume Bd. 6.			
★Koenigsforest	Weisthum des Koenigsforestes	1386	715-716
■Duisburg	Weisthum zu Duisburg	1416	716-718
Hiesfeld	Rechte von Hiesfeld	—	718-721
Werden	Recht der Hengsthufen des Stift zu Werden	—	721-722
▽Bocke	Heergewaete und Gerade zu Bocke	1326	722-723
Schmerlke	Weisthum zu Schmerlke	1464	723
◎Soest	Hofrecht von St.Peter zu Soest	1186	723-725
★Arnsberg	Rechte des Arnsberger Waldes I.	1350	725-727
★————	Rechte des Arnsberger Waldes II.	1421	727-728
Wygenhusen	Haegerrecht zu Wygenhusen	—	728-730
▲Herschaft Itter	Aus der Gerichtsrolle über die Herrschaft Itter	1765	730-731
Hoeringshausen	Hoeringshausen	1765	731-732
★Oberwald	Holting des Oberwald	1629/1636	732-734

最も豊富な地域と認識され、早くから関心が払われてきた⁽³²⁾。たとえば、早くは上記したラコムブレットが『低地ライン史料集』(1840-58年)に若干のものを掲載していたし、ハーレス(W. Harless)がケルン選定候補およびユーリッヒ=ベルク領内の158点の「低地ライン・ヴァイステューマー」(1868、1870年)を蒐集していた⁽³³⁾。ハーレスは初めて行政区毎にヴァイステューマーを編纂した人物である。またシュレーダーはハーレスの蒐集物を1869年にグリム編『ヴァイステューマー』の第6巻に取り入れていた。さらには1883年のライン歴史協会の働きかけで、1145ヵ所の地域からヴァイステューマーが発掘され、ライン州に関するヴァイステューマー刊行のきっかけになった。ただし、そのほとんどがライン河左岸の地域に限定されていた⁽³⁴⁾。またイルゲン(Th. Ilgen)は1925年にクレフェ大公領についての史料集⁽³⁵⁾を出版していたが、その中にヴァイステューマーが若干含まれている。このように、ライン河左岸地方(特にモーゼル、トリアーの各地方など)の豊富な史料や研究成果と較べると、ライン河右岸地方はまだ史料発掘が十分ではなく、それ故に研究が進んでいないのが現状である。

以上が、グリム編『ヴァイステューマー』をめぐる史料論であり、また「ヴェストファーレン」に関する研究状況である。筆者は、このような状況を考慮して、さしあたりグリム編『ヴァイステューマー』を中心に、刊本された史料の邦訳に努め、かつそれらの内容を整理して、「ヴェストファーレン」に含まれる個々の支配領域の多様な権力構造の解明に取り組むつもりである。

その分析視角として、ヴェルクミュラーが提起していた中世後期の荘園ヴァイステューマー(Hofesweistümer)に現れる荘園構造ないし荘園団体(Hofesverband)を取り上げ、「ヒト」を送り出す農村側の論理ないし、その構造を解明することが、さしあたりの私の課題と言えよう。

(注)

- (1) ケルン市については、Keyser, Erich, *Rheinisches Städtebuch*, Stuttgart, 1956, S. 251ff. を、また林毅『ドイツ中世都市と都市法』創文社、1980年を参照。またパンタレオン修道院については、Kracht, H. Joachim, *Geschichte der Benediktinerabtei St. Pantaleon in Köln, Siegburg*, 1975

- などを参照。
- (2) アイケルは、ヴェストファーレン地方の、イザーローン (Iserlon) 市とハーゲン (Hagen) 市の中間に位置する、レンネ川沿いのホーエンリンブルク (Hohenlimburg) である。
 - (3) J. Grimm, *Weistümer*, Bd. 3, 1957 (1842), S. 60-67.
 - (4) 山本健「中世都市形成期における北西ドイツ農村社会の変質と都市移住民」『社会経済史学』第52巻第6号、1987年、同「ドイツ中世農村社会と単身者 (einlopliede)」(上) (下) 『国際教養学論集』(千葉敬愛短大紀要) 1995、1996年。
 - (5) 山本健「ドイツ中世農村史料『ヴァイステューマー』の邦訳(1)——1363年のローエン荘園法」『敬愛大学国際研究』第4号、1999年、119-176ページ。
 - (6) 伊藤栄『ドイツ村落共同体の研究』弘文堂書房、1971年。特に、第3章「ドイツにおける農村共同体の資料について——ワイズテューマーの研究」(91-140ページ)で、史料論的考察がなされている。
 - (7) Werkmüller, Dieter, *Über Aufkommen und Verbreitung der Weistümer, Nach der Sammlung von Jacob Grimm*, Berlin, 1972. なお、ヴァイステューマー研究の課題については、服部良久「ヴァイステューマー研究の課題」『史林』第65巻第1号、136-160ページを参照のこと。
 - (8) Werkmüller, a.a.O., S. 35-41, 56. グリムは同時に「メルヒェン」の分野でも活躍し、「メルヒェン」はドイツ農民の間で伝えられていた話であるので、それはドイツ精神の精華ないし神髄である、との評価を得ていたが、最近の研究によると、『グリム童話』の約5分の1が他の本から採用した話であり、必ずしもドイツ農民の話でないことが明らかにされている(ハイッツ・レレケ [小澤俊夫訳]『グリム兄弟のメルヒェン』、岩波書店、1990年)。同様な人物として、ヨーゼフ・ゲレスなどを挙げるができる(林健太郎編『ドイツ史(新版)』、山川出版社、1980年、235ページ)。
 - (9) *Ibid.*, S. 36.
 - (10) *Ibid.*, S. 38.
 - (11) *Ibid.*, S. 48.
 - (12) *Ibid.*, S. 48-49.
 - (13) 最近のワイズテューマー研究は、ワイズテューマーだけを対象として取り扱うのではなく、それ以外の史料をも利用して、歴史的コンテクストの中で位置づける傾向にある(S. 57)。
 - (14) *Ibid.*, S. 48.
 - (15) *Ibid.*, S. 72-73. この狭義のワイズテューマー概念規定は、ベロウ (G. von Below) およびヴィンター (G. Winter) のものである。グリム自身は、口頭であれ文書であれ、農民共同体の中で次世代に引き継がれた判決、また法的規定として後代をも拘束する判決、と規定していた。また1912年に、フェール (H. Fehr) はその特徴として、慣習法的な内容を含み、法圏が地域的に限定されていること、さらにその法的関係を長期的に規制するものであること、最後にローマ法の影響を受けない極めてドイツ法的性格のものであり、ローマ法を継受する16世紀まで続いた点などを挙げていた (*Die Rechtsstellung der Frau und der Kinder in den Weistümer*, Jena, 1912, S. VI-VII)。この概念内容の変遷については、服部、前掲論文、138-142ページを参照のこと。
 - (16) たとえば、グリムがマインツの歴史家ボードマンの史料集『ラインガウ古文書集』(F. J. Bodmanns Sammlung: Rheingauische Alterthümer, 1819) から採用した“Rheingauer Landweistum 1324”(GW. Bd. 1. S. 534-544. および Bd. 4. S. 572-575) は、メルク (W. Merk) によれば、ボードマン自らが作った19世紀の偽文書であった。その根拠は、ブルナー (H. Brunner) が明らかにしたように、同ラント法の第1部(1-37条)(GW. Bd. 1. S. 539-542)が、オランダ北東部のドレンテ・ラント法(1412年)の文言とはほぼ一致すること、また同ラント法の第2部が低地地方の18世紀の印刷物に由来することが証明されているからである。さらに18世紀にも、学問的名譽を得んとして、著名な学者たちも偽文書作りに加担していた

- (Werkmüller, a.a.O., S. 161–164.)。
- (17) Werkmüller, a.a.O., S. 38–41.
- (18) *Ibid.*, S. 41.
- (19) *Ibid.*, S. 41.
- (20) *Ibid.*, S. 42–43, S. 47.
- (21) しかし、後日シュレーダーがライン・プファルツ地方のワイズテューマーを多数、第5、6巻に採用した (*Ibid.*, S. 95.)。
- (22) *Ibid.*, S. 45.
- (23) *Ibid.*, S. 46.
- (24) Lacombet, Theodor Joseph (Hrsg.), *Urkundenbuch für die Geschichte des Niederrheins*, 4 Bde., Düsseldorf 1840–58.
- (25) Kindlinger, Niklas, *Geschichte der deutschen Hörigkeit insbesondere der sogenannten Leibeigenschaft*, Mit Urkunden, Berlin, 1819.
- (26) オーストリアでは、グリムのワイズテューマー蒐集の影響を受けて、カルテンベック (J. P. Kaltennbaeck) が1846年に編纂・刊行し、1870年には、つまりグリム編『ヴァイステューマー』の完成前に、大部に及ぶ『オーストリア・ヴァイステューマー』の第1巻『ザルツブルク・タイディング』(H. Siegel u. k. Tomascheck [Hrsg.] *Die Salzburgerischen Taidinge*, Wien 1870) が出版されていた。それ以降、ほとんど完璧なまでに同国の各地域を対象にヴァイステューマーを編纂し終えている唯一の地域である (Werkmüller, a.a.O., S. 108)。
- (27) Werkmüller, a.a.O., S. 142 ff.
- (28) *Ibid.*, S. 168–169.
- (29) *Ibid.*, S. 143–144.
- (30) *Ibid.*, S. 144.
- (31) *Ibid.*, S. 103.
- (32) *Ibid.*, S. 98–102.
- (33) Harless, Woldemar (Hrsg.), *Niederrheinische Weistümer*, in: *Archiv für die Geschichte des Niederrheins*, N. F. 1 (1868) u. 2 (1870).
- (34) Die Weistümer der Rheinprovinz. Erste Abteilung: H. Loersch (Hrsg.), *Die Weistümer des Kurfürstentums Trier*, 1. Bd., Bonn, 1900. そして、Die Weistümer der Rheinprovinz. Zweite Abteilung: H. Aubin (Hrsg.), *Die Weistümer des Kurfürstentums Köln, 1. Bd. Amt Hülchrath*, Bonn, 1913, と H. Aubin (Hrsg.), *Die Weistümer des Kurfürstentums Köln, 2. Bd. Amt Brühl*, Bonn, 1914.
- (35) Ilgen, Theodor (Hrsg.), *Quellen zur inneren Geschichte der rheinischen Territorien. I. Herzogtum Kleve*, Bd. 2: Quellen (2 Teilen), Bonn, 1925.

〈邦訳〉アイケル荘園法 (1500年頃)

これは、グリム兄弟の兄ヤーコブ (1785–1863年) が1840–78年に発刊した『ヴァイステューマー』に手を加えず、1957年に東ドイツ (ベルリン) の Akademie-Verlag社が復刻した第二版〔縮刷版〕の第3巻に含まれる、1500年頃のアイケル荘園法 (Hofsrechte zu Eikel in Westfalen) [60–67ページ] の邦訳である。

(注記) 1. 訳文中の〔 〕内の日本語は、各ヴァイストゥームの理解を容易にするために訳者が補充したものである。また () 内は原語またはその現代語形である。

2. 各条項の前に、内容を要約した小見出しを設けて、読者の便に供した。

(序)〔アイケル荘園領主について〕

これは、ケルン市内にあるベネディクト修道会の聖パンタレオン修道院〔の領主団〕がマルク領内 (in dem lande von der Marke) のアイケル (Eikel=Hohenlimburg) に所有する荘園の諸法規 (die rechte u. gerechtigheiden) である。この荘園に対して、同領主団、すなわち、同修道院の院長と僧侶団 (abt u. convent) が上記の正当な世襲荘園領主であり、彼ら以外の何人も荘園領主たりえない。それは、1500年およびそれ以降も証明ずみの特権 (privilegien) を伴う寄進領 (fundatio u. donatio) だからである。

(1) 〔荘園法廷の機能と構成そして役職者について〕

まず第一に、〔上記のアイケル〕荘園 (der hoeven) は28フーフェから成る。同荘園から、ケーター〔小農 (Kottere)〕を含めて、人びと〔荘民〕は、同荘園に所属する7人を選出すべきである。なお、人びと〔荘民〕は、7人衆には、同荘園で最も分別があって、賢く、かつ最も名誉ある人物を、選ぶべきである。同7人衆はリトネス (litones) ないしドイツ語でラーテン (laten) と呼ばれる者たちである。

そして、この7人のラーテン〔7人衆〕は毎年4回 (zu vier reisen)、代官 (Schultheiß) と共に荘園法廷 (des hoeffs gedinge) を開催すべきである。ただし、同代官は〔上記の領主たちから〕荘園法廷への同席を命じられた時に、領主たちの名代として、同法廷に出廷する。なお、〔開催日が〕神聖なる祝祭日〔に当たる〕場合には、一般に法廷を開催すべきではない。ただし、以下で示されるような地代 (zynss u. pacht) の受領〔が行われる〕場合は、その限りではない。

またこの7人のラーテン〔7人衆〕の選出は、フーフェ保有農 (hoeffluide) とケーターが一緒になって行うべきである。さらに、この7人衆の1人が死亡した場合、残された6人のラーテンが、死亡したラーテンの代わりに、自由〔身分〕で、善良な (frien gueden) 荘民の中から

1人を選出すべきである。

(2)〔年4回の地代納付について〕

第二に、フーフェに居住する者〔フーフェ保有農〕は、毎年4回、地代として2シルテン (shild) 貨と4羽の鶏 (honer) を支払う義務を負う。ケーターは〔フーフェ保有農〕の半分の地代を、すなわち、1シルテン貨と2羽の鶏を支払う義務を負う。

なお、〔換算率であるが〕1シルテン貨はグロッシェン (crossen) 貨18枚分に、1グロッシェンは旧エンゲルス (alten engels) 貨1枚分に、そして1エンゲルスはケルン・ヴァイスパーニヒ (weispfennig) 貨1枚分に相当する。

(3)〔定期裁判集会の開催について〕

第三に、定期裁判集会は毎年4回、荘園〔庁〕の正式な集会広場で (op der rechter malstadt) 開催されるべきである。そして〔同集会に出席した〕荘民各人は、その時に、以下のような按分〔割合〕で、自らの地代を支払う義務を負う。

(4)〔3月中旬頃の地代納付について〕

すなわち、〔まず〕「レターレ (喜びの主の日)」と呼ばれる四旬節の第4日曜日〔3月中旬頃〕に、人びと〔荘民〕は荘園〔庁〕を訪れ、領主ないしその名代たる代官に、フーフェ保有農は3.5旧エンゲルス貨を、ケーターは1.5旧エンゲルス貨と4分の1 (合計1.75旧エンゲルス貨) を支払う義務を負う。

なお、〔換算率であるが〕1エンゲルスはケルン・ヴァイスパーニヒ貨1枚分に、1ケルン・ヴァイスパーニヒはケルン・ヘラー (heller) 貨12枚分に相当する。

また、祝祭日には荘園集会の開催は禁止されている。

(5)〔5月中旬頃の地代納付について〕

次に、ラテン語でアスケンシオ・ドミニー (ascensio domini) と呼ばれるキリスト昇天祭〔5月20日〕後の土曜日に、人びと〔荘民〕は荘園〔庁〕を訪れ、フーフェ保有農は12エンゲルス貨を、ケーターは6エン

ゲルス貨を支払う義務を負う。また同時に、〔荘園裁判集会の〕裁判長席に座した領主ないし代官の要請に応じて、7人のラーテン全員〔7人衆〕は荘園の諸法規と支配〔統治〕の正当性 (herlichkeit) を公表し〔読み上げ〕、そして〔荘民に同法規などを〕思い起こさせるべきである。また彼ら〔7人衆〕は聖パンタレオン修道院の守護聖人と荘園〔庁〕に対して宣誓を行った後に、判告〔判決発見〕を行う義務を負う。

(6) 〔8月中旬頃の地代納付と荘園集会の開催について〕

次に、ラテン語でアスンプティオ (assumptio) と呼ばれる聖母マリア昇天祭〔8月15日〕後の最初の週日に、荘園に所属しているすべての荘園領民、すなわち、フーフェ保有農、ケーターないし〔荘園の〕境界地 (op ein miel) 近くに居住する村外れ住まい〔荘園境界近くの草地住まいの貧農 (ummeling)〕たちは荘園〔庁〕に集い、そしてフーフェ保有農は9旧エンゲルス貨を、ケーターは4.5旧エンゲルス貨を支払う義務を負う。

また同時に、領主自ら、あるいは酒蔵番〔財務官 (kellner)〕が、あるいは、もしそうでなければ (suss)、同集会に派遣された他の領主〔副院長、参事会員など〕が、代官と一緒に〔荘園裁判〕集会を開催し、そして〔7人の〕ラーテンたち〔7人衆〕に、彼らが宣誓をする際に、この判告録 (Breiff) に従って、荘園の諸法規の正当性を〔荘民に〕思い起こさせ、かつ記憶を新たにせしめることを要請すべきである。

また同荘園に所属する荘民の誰かが何らかの違反行為を犯した場合、同ラーテンはその者の違反を開示し、かつ告知すべし。そして同ラーテンはその違反行為に対する判決 (recht und ordell) を受け入れさせる義務を負う。さらに彼ららはつねに荘園〔庁〕で〔荘園〕集会を、午後の1時に開催し、そして太陽が沈む前に閉会する義務を負う。

(7) 〔11月下旬の地代納付について〕

次に、聖アンドレアス祭〔11月30日〕後の第一日曜日に、人びと〔荘民〕は荘園〔庁〕を訪れ、フーフェ保有農は10.5エンゲルス貨を、ケーターはその半分の5.25エンゲルス貨を支払う義務を負う。

(8) [精進節の地代納付について]

次に、ラテン語でエストー・ミヒ (esto mihi) と呼ばれる精進節〔四旬節〕の〔第一〕日曜日に、フーフエ保有農は4羽の鶏を、ケーターは2羽の鶏を支払う義務を負う。しかもそれらの鶏を、彼らは荘園〔庁〕で納付すべきである。

(9) [荘民登録税について]

次に、荘園に所属する男性であれ女性であれ、下男であれ下女であれ、すべての荘園領民は、毎年、聖パンタレオン祭〔7月28日〕に、領主ないしその名代として権限を付与されている代官に〔荘園〕登録税 (gezchnusspennink) を支払う義務を負う。この徴収金は荘園〔共同体〕のものであり、またその管理下に属する。すなわち、彼ら〔のうち、男性と下男〕は1旧トゥール銀貨 (ein alden sylvern torniss) ——<これはフランス国王の貨幣である (der möntzen des koning von Frankreich)>——を支払う義務を負う。なお、〔換算率であるが〕このトゥール銀貨は、選定侯プファルツ伯の公定貨幣 (chürfürsten münzen bei dem Ryne) の旧ヴァイスパーニヒ貨2枚分に、ないしそれに見合う価値物に相当する。

また、女性と下女たちは男性たちが支払う金額の半分を支払うだけで済み、それ以上の金銭を支払う義務はない。

(10) [フーフエ保有農の4種類の賦役について]

次に、フーフエに居住する (op den hoven sitten) すべての〔フーフエ保有〕農民は、領主ないしその名代としての代官に、4種類の賦役 (vier dienste) を義務づけられている。その賦役とは乾草刈り (grass)、麦の収穫 (stroe)、伐採 (zu holten) そして糞尿の運搬 (zu düngen) である。それらの賦役は〔フーフエ保有農の場合には〕4頭の馬を用いて行われるべきである。またフーフエ保有農が〔上記の〕賦役を行う場合、領主ないし代官は、彼らに飲食物〔食事 (die kosten)〕を提供すべきである。ただし、〔彼らの〕馬には提供する義務はない。

(11) [ケーターの4種類の賦役について]

次に、ケーターは〔上記の〕フーフエ保有農 (hovener) と同じ4種類

の賦役を、上の条項〔10条〕と同じ給付〔飲食物の提供〕を条件に、2頭の馬を用いて、領主ないしその名代たる代官に提供する義務を負う。

(12)〔荘園領民の上記4種類の賦役日について〕

次に、フーフェ(hoeven)およびケーター保有地(kotten)に居住する者〔保有農〕は誰でも、領主ないしその名代たる代官に対して、年に2日、自ら〔の身体(手)で〕賦役を提供する義務を負う。また賦役の受け手〔領主側〕は、〔一般の〕雇用労働者(arbeider)に供すべき飲食物を、彼ら〔賦役従事者〕にも提供すべきである。

(13)〔荘園領民の犁耕賦役の賦役日と給養条件について〕

次に、人(man)は領主ないし代官への2種類の、慣行による適正な賦役(zweier gewonlicher ind ziemblicher dienste)を、すなわち馬を用いての賦役〔畜耕役〕と身体〔手〕での賦役〔手賦役〕を拒否できない。ただし、この2種類の〔犁耕〕賦役は2日を越えてはならない。

また彼ら〔荘民〕が誰に対して〔上記の犁耕〕労働を提供しようとも、その賦役の受け手側はこの者たちに飲食物を、馬には飼料〔飼い葉〕を提供する義務を負う。

(14)〔村外れ住まいの賦役について〕

さらに、村外れ住まい〔草地住まいの貧農(ummeling)〕の男性は全員——<彼らがどこに居住しようとも、領主ないし代官は彼らを把握していた>——〔1年間に〕1日、賦役を行う(einen dag deinen)義務を負う。なぜなら、それ(das)は領主ないし代官に対する彼ら当人の入荘税〔荘園在留許可税(dessen hovende)〕だからである。〔彼らの中で〕馬を所有している者はその馬を用いて、あるいは〔馬を所有していない者は〕自らの身体〔手〕で(mit ihrem selffs lyve)、1日だけ賦役を行う義務を負う。なお、彼ら当人には1日分の飲食物が提供されるが、馬には何も提供されない。

(15)〔上記以外の賦役の免除について〕

さらに、これらの上記した賦役以外には、荘園に所属する者は誰であれ、たとえば、フーフェ保有農〔富農〕であれ、ケーター〔小農〕であ

れ、あるいは村外れ住まい〔貧農〕であれ、法律上、いかなる賦役 (dienst) をも、〔たとえば〕夜警番 (wachen) や夜警番代納金 (wachtgeld) の支払いさえも行う必要は決してない。

(16) 〔本荘園に居住する荘民の死亡税について〕

さらに、男性荘民 (hoeffsmann) であれ女性荘民 (hoeffsfraw) であれ、〔自らが〕働き手として (mit gewunnener hand) 保有地 (hoeffguidt) に居住している者が死亡した場合、領主ないしその名代たる代官——<代官はこの件〔死亡税徴収〕に対する権限を領主から委託されて所有している>——は、〔まず男性荘民の場合には〕男性荘民の遺産の中から、最良の馬 (perd)、最良の雌牛 (koe) そして最良の子豚 (vercken) を取得する権限を有する。女性荘民が死亡した場合には、領主ないし代官は最良の雌牛、最良の子豚そして最良の衣服を取得する権限を有する。

また、その際、領主ないし代官が欲するならば、その死亡税としての遺産〔現物〕をしかるべき正当な貨幣 (redelich geldt) に換算〔して納入〕することもできるし、また許されるならば、その中から〔死亡税を〕貨幣で徴収することもできる。それを了承して支払うべき者が、領主が遺産について余りにも高額で不当な金銭を要求していると判断したら、その者は領主に〔死亡税として〕支払うべき物だけを、すなわち〔最高の〕馬、雌牛、子豚ないし衣服——<衣服は女性の場合であるが>——だけを支払えば〔それで〕済む。また、領主も代官も〔規定以上の〕死亡税〔の支払い〕を強要することは禁止されている。

(17) 〔他領域に居住する荘民の死亡税について〕

次に、荘園に所属しているが、他領域に居住している (wounen op anderer herschop guider) 男性ないし女性の荘民が死亡し、しかもこの者が牛 (quick) や〔その他の〕家畜 (vee) を所有していた場合、死亡者が男性の場合には、最良の馬、雌牛そして子豚が、また死亡者が女性の場合には、最良の雌牛、子豚そして衣服が、上で規定されたように、領主ないしその名代たる代官の〔死亡税の〕取り分となる。

しかし、荘民が牛や〔その他の〕家畜を所有していない場合には、男

性は旧シルテン貨で4 グルデン (alde guldenschild) を、女性は旧シルテン貨で3 グルデンを領主ないし代官の取り分として支払う義務を負う。

なお、〔換算率であるが〕1 シルテン・グルデンはケルン・グルデン貨1.5枚と旧エンゲルス貨1枚分に、ないしはそれに見合う価値物に相当する。

(18) 〔他領域に居住する単身者の死亡税について〕

次に、荘園に所属するが、未婚で (unbestadet)、しかも近くの〔他〕領域 (lande by der hand) ないし〔遠くの〕異国 (vromeden landen) に居住している、すなわち、自分の食い扶持〔生活の糧〕を他領域や他人の許で稼いでいる (bei anderen herrschaft ind anderen luiden verdeinen) 荘園直属の下男 (hoffsman) ないし下女 (magd) が死亡した場合、〔同荘園〕領主ないしその名代たる代官はその死者の遺産について〔死亡税として〕下男 (knecht) からは旧シルテン貨で2枚を、下女 (magt) からは旧シルテン貨で1枚を徴収することができる。

また、領主の名代の代官は、死亡税の徴収を怠ることがないように、同荘園に所属する者たちが、どこに、またどのような地域に居住ないし滞在しているのかを把握する努力を行う義務がある。

(19) 〔保有地の相続手続きについて〕

次に、荘園に所属し、フーフェ〔保有地〕に居住し、そして上記のごとく、領主ないし代官に諸義務を果たしていた男性ないし女性の荘民〔フーフェ保有農〕が死亡し、筆頭相続人 (die ersten erven) ないし彼以外の、合法的に〔相続する〕権利を有する者が、領主ないし代官に〔その死亡者の〕保有地の相続および取得する旨申し出た場合、領主ないし代官はその者にその相続を許可すべきである。ただし、その相続に関して、〔その〕フーフェ保有地 (hoeven) へ居住する男性ないし女性は同額〔の保有地移転料〕を支払わねばならない。すなわち、このことは次のように理解されねばならない。つまり、女性は男性と同額の、したがって、死亡税〔17条の規定たる女性の死亡代納金3 グルデン〕より高額、すなわち旧シルテン貨で4 グルデン〔男性死亡代納金も4 グルデン〕を

支払わねばならない。

しかし、ケーター保有地に居住する者は男性であれ、女性であれ、相続地の引き継ぎ料〔保有地移転料〕として、旧シルテン貨で2グルデン、ないしそれに相当する価値物を支払う義務を負うだけで、それ以上の金額を支払う必要はない。〔上記の金額を支払えば、相続は〕許可される (mit gnaden)。

(20) 〔営農能力に疑問を持たれた者の相続手続きについて〕

次に、荘民〔夫〕が死亡し、その妻が夫に代わって (davor) 領主ないし代官に対して十分に諸義務を果たしていたのに、人が (man) その妻〔の営農能力〕を〔疑って〕、彼女はもはや農地を経営 (bekennen u. gewinnen) できないと判定した (beduchte) 場合、彼女は、もし望めば (ob sie will)、領主ないし代官の許に出頭して、そしてその手に (ime) 自分の両手を被せ、〔この象徴的な法手続きとともに〕その農地〔の営農能力=保有権〕を主張する (vertein) 権利がある。

かかる手続きが行われた後、〔亡夫の〕最近親相続権者は〔領主の許に〕出頭し、その農地を領主ないし代官から相続地として受領することを要求できる。要求された場合 (dan)、領主ないし代官はその農地をその者に譲渡する〔相続させる〕義務がある。その農地を取得した者は、その農地がフーフエ保有地〔荘園の自由地 (einhoves freygud)〕の場合には、旧シルテン貨で4グルデンを、またその農地がケーター保有地 (kotter guid) の場合には、旧シルテン貨で2グルデンを、あるいはそれに相当する価値物を支払う義務を負う。

また、もし女性〔妻〕が〔先に〕死亡した場合、その夫〔入り婿〕が〔無能と判定されたら〕〔上記と〕同様な手続きをする権利がある。

(21) 〔相続に伴う、領主への忠誠の誓いについて〕

次に、荘民 (hoffsman) が自分の保有地 (hoeffsguid) を相続地として領主ないし代官から取得した場合、その荘民は領主の〔居住する〕都市〔ケルン市〕で領主ないし代官に対して宣誓を行ない、またケルン市のパンタレオン聖人ないし同修道院の院長および僧侶団に、そして〔現地

の〕 莊園〔庁〕に誠実かつ忠実であることを指を立てて誓い (geloven mit opgerichten vingern)、さらに〔営農において〕彼らの最善を尽くしかつ最悪を回避することを誓約する義務がある。

また彼の全能力、最高の英知 (思考ないし知識) を活かして、莊園法と莊園の秩序 (des haves recht ind herlichkeiden) の維持のために助力する義務をも負う。そうすれば、神もその〔代理人たる〕聖人もその者を手助けするであろう。さらに莊園の廷丁 (der froene) が領主ないし代官の命令で、その者から宣誓を受け入れる (vurstapelen) 義務を負う。

(22)〔3ヵ月以内に相続者が名乗り出なかった場合について〕

次に、保有地 (hoeffsgud) を相続する者が死亡し、その保有地を合法的に相続することができる他の者が、——たとえ男性ないし女性であれ、息子ないし娘であれ、〔それまで他家に〕下男ないし下女〔として奉公していた次三男等〕であれ——その保有地と世襲財産 (erves) を〔保有者の死去から〕3ヵ月以内に領主ないし代官に要求しない場合、すなわちそれは彼の怠慢ないし無責任〔という事態〕を生ぜしめた場合、領主ないしその名代たる代官は、ともかく誰か別な者に、その保有地を単位保有地 (loes=Los) として引き渡すべきであるし、またレーン〔封土〕として授封することもできる。ただし、その場合、その〔借り受けを申し出た〕者は同莊園所属の男性ないし女性の莊民であることが条件である。それ以外〔他領民〕であってはならない。

(23)〔正当な相続人が莊園所領にいない場合について〕

次に、保有地を相続する者が死亡し、正当な相続人が所領 (landz) 内にいない場合、領主ないし代官は、〔所領外にいる〕正当な相続人が莊園に戻り、そしてその保有地の相続を申し出る時まで、他の者にその保有地を耕作させ、かつ保護するように命ずることができる。あるいは領主ないし代官は、〔所領外にいる〕正当な相続人が再び莊園所領に戻って来るまで、その保有地を自ら取得し、そして〔自ら〕耕作することも可能である。

(24)〔他領域での下人奉公について〕

次に、荘園に所属する者は、男性であれ女性であれ誰であれ、収入のために (umb sacken willen u. nützlich)、他領主 (andern herrschafft) に身柄を委ねようとしたり、あるいは他領域 (andere land) へ移ろうとしたり、あるいは自分の食いつ持を他家で稼ごうとしたり、あるいは他家に奉公しようとする (sich vermuiden) [下人奉公をする] 場合、その者は、領主ないし代官の許可を得て [はじめて] 実行することができる。〔領主の〕許可を得るためには、その者は〔ケルン貨幣やプファルツ貨幣と比べて〕質の落ちる〔地域〕通貨で1グルデンを〔許可料として〕支払う義務を負う。〔その金額を支払えば〕許可は得られる。

(25) [移籍者の交換について]

次に、男性もしくは女性の荘民が他領への生涯かわらぬ移籍を希望し、逆に他領の者〔他領主〕が当荘民を、男女を問わず、引き取って、自分の配下に組み入れたいと望んだら、両当事者(荘民と他領主)は当〔アイケル〕領主ないし代官に申請して、当領主の許可が得られれば、〔条件として、「他領主」は自分の方からも、当荘園に移住すべき農民を選定し、しかも〕男性には男性を、女性には女性をとという〔等価〕交換を、直ちに実現するように措置すべきである。ただし、女性に対して男性を、また〔逆に〕男性に対して女性を交換〔対象と〕することはできない。

また当荘園から交換に出される者は許可税として (für den orloff) 領主ないし代官に、最も富裕な〔上層〕荘民 (der reichste) はプファルツ伯領の公定貨幣たるライン・グルデン金貨2枚を、中層荘民 (der middel mässigste) は1.5ライン・グルデン金貨を、貧しい〔下層〕荘民 (der arme) は1ライン・グルデン金貨を、そして極貧の〔最下層〕荘民 (der allerarmste) は0.5ライン・グルデン金貨を支払う義務を負う。支払いを済ませれば、すべてが許可される (mit alles gnaden)。

なお、〔換算率であるが〕1ライン・グルデン金貨は旧エンゲルス貨で24枚分に相当する。

(26) [当荘民間での結婚について]

次に、荘園に所属する男性ないし女性の荘民は、当荘園に所属する者

と結婚を希望する場合、両当事者は領主ないし代官の〔結婚〕許可を得て、結婚する義務を負う。そして〔結婚〕許可税として領主ないしその名代たる代官に、男性はプファルツ伯領の公定貨幣たるライン・グルデン金貨を2枚、女性はライン・グルデン金貨を1枚、支払う義務を負う。支払いを済ませれば、許可は得られる。

(27) 〔女性領外民との結婚とその子供について〕

次に、荘園に所属する男性荘民が当荘園に所属しない〔領外民の〕女性と結婚を希望する場合、その男性荘民は領主ないし代官の〔結婚〕許可を得て結婚する義務を負う。また〔他所から嫁いできた配偶者たる〕女性は生涯、同荘園〔庁〕に蠟を〔人頭税として〕支払う(wasszinsig)義務を負う。さらにこの夫婦から生まれる第一子(das erste kind)は当荘園に所属する義務を負うが、その他の、すなわち第一子以降に生まれてくるすべての子供たちはその生涯〔一代〕に限り(ihr lebenlank ind niet lenger)、当荘園〔庁〕に蠟を〔人頭税として〕支払う義務を負う。すなわち、彼らは毎年、聖パンタレオン祭〔7月28日〕に蠟1ポンドを持参し、それを荘園〔庁〕で支払う義務を負う。ただし彼らはその蠟1ポンドを1エンゲルス貨ないしはそれに相当する価値物と替えて〔支払う〕ことも可能である。また男性荘民は〔結婚〕許可を得るために、プファルツ伯領の公定貨幣たるライン・グルデン金貨2枚を支払う義務を負う。

なお、〔換算率であるが〕このライン・グルデン金貨2枚は1グルデン金貨とエンゲルス貨で24枚分に、かつ1エンゲルス貨幣はケルン大司教領の公定貨幣たるケルン・ヴァイスペーニヒ貨1枚分に相当する。

(28) 〔男性領外民との結婚とその子供について〕

次に、荘園に所属する女性荘民が当荘園に所属しない〔領外民の〕男性と結婚を希望する場合、その女性荘民は領主ないし代官の〔結婚〕許可を得て結婚する義務を負う。また〔他所から婿として来る〕男性〔入り婿〕は生涯、上記した〔第27条の〕ごとく、当領主に毎年、聖パンタレオン祭〔7月28日〕に蠟1ポンドを〔人頭税として〕支払う義務を負う。さらに女性から生まれるすべての子供は、永久に当荘園に所属する

義務を負う。また女性荘民は〔結婚〕許可を得るために、プファルツ伯領の公定貨幣たるライン・グルデン金貨を1枚と半分支払う義務を負う。支払いを済ませれば、許可は得られる。

(29) 〔村外れの住人の人頭税の支払いについて〕

荘園に所属してはいるが、所領 (landz) の内・外に居住するすべての村外れの住人〔草地住まいの貧農 (ummelink)〕は毎年、聖パンタレオン祭〔7月28日〕に領主の許に〔出頭して、服従を〕誓い、領主ないし代官に〔人頭税として〕男性はエンゲルス貨を2枚、女性はエンゲルス貨1枚を支払う義務を負う。

そして、もし村外れの住人が30年間にわたり毎年、支払いの催促を受けることもなく、また貧窮〔による滞納〕もなく、自らの〔上記の人頭税〕を支払い続けた場合、この者はその後は自由であり、また自らを買い戻す権利を有する。ただし、最後の年〔30年目〕には、この村外れの住人は2倍の金額を支払う義務がある。また、この〔最後の年に、2倍の〕金額を支払わない場合には、この村外れ住人がこれまで支払ってきたすべての〔金銭／行為〕は、無駄になる。

(30) 〔村外れ住人の財産調査と死亡税について〕

次に、領主ないしその名代たる代官は荘園に所属する3人〔の荘民、3人衆〕を〔財産調査係に〕選出し、彼ら〔3人衆〕に宣誓させた上で、彼らに以下のことを命ずるべきである。それは、すなわち、この3人〔の財産調査係〕は、荘園に所属していながらも他領域に居住しているあの者〔村外れ住人〕たち全員の財産について聴取かつ調査し、そして〔その結果を〕領主ないし代官に報告する義務を負う、ということである。そして、領主ないし代官は〔彼らから報告を受けたあの者たちの〕財産を財産台帳に記入すべきである。ただし、彼〔被登録者〕はそれ〔登録事項〕について弁明を行う権利があり、さらに領主が彼の税額をいかに査定するのかを知る権利も持っている。

また村外れ住人が死亡した場合、領主ないし代官には〔その死者の〕遺産〔から領主の取り分〕を取得する権利がある。すなわち、領主は

〔死亡税の取り分として〕その死者が残した遺産の半分を要求することができる。ただし、その死亡した当人が、上記のごとく、30年間地代を支払い続け、それ故に自由〔身分〕になっていた場合には、その限りではない。

(31) 〔荘民と荘園の下女との同衾について〕

次に、まだ結婚していない (noch unbestadet) 荘民 (hoeffsmann) が、まだ処女 (noch eine juffer) である荘園〔直属〕の下女 (hoeffsmagt) と同衾した場合、またそのような事を力ずくで行った (dat uessbreche) 場合、その荘民は領主ないしその名代たる代官に、罰金としてフランケン・グルデン金貨を2枚 (zweien gulden franken) 支払う義務を負う。上記の金額を支払えば、許される。

なお、〔換算率であるが〕フランケン・グルデン金貨1枚はケルン大司教領の公定貨幣たるケルン・ヴァイスパーニヒ貨30枚分に相当する。

(32) 〔荘園の下男と自由身分の女性との同衾について〕

次に、荘園〔直属〕の下男 (hoeffsknecht) が、自由〔身分〕で、この荘園に所属していない下女 (magt) と同衾した場合、その下男は領主ないしその名代たる代官に、上記した〔31条〕ごとく、罰金としてフランケン・グルデン金貨を2枚支払う義務を負う。上記の金額を支払えば、許される (mit gnaden)。またその同衾から生まれた子供 (die frucht) は、生涯にわたり、当荘園に〔人頭税として〕蠟を貢納する (wasstinsigsein) ように運命づけられている。すなわち、その子供は聖パンタレオン祭〔7月28日〕に蠟1ポンドを、あるいはその蠟の代わりに1エンゲルス・ストイス〔硬貨 (stuiß)〕を支払う義務を負う。

なお、〔換算率であるが〕エンゲルス・ストイス貨1枚は旧エンゲルス貨1枚分に相当する。

(33) 〔荘民と下女との同衾について〕

次に、正妻 (ein ehelich weyff) を持つ荘民が他の荘民の妻と、あるいは当荘園所属の有無に関係なく1人の下女 (magt) と同衾した場合、その荘民は罰金として旧シルテン金貨で4グルデンを支払う義務を負う。

〔しかし〕罰金を支払っても、かならずしも全面的な赦免を得られた訳ではない〔宗教的・倫理的な罪まで赦されたのではない (sunder alle gnade)〕。

(34) 〔不当な賭け事による保有地の喪失について〕

次に、代官やその他のいかなる者も、領主の意向、了承ないし許可を得ずに、〔不当にも〕荘園の保有地を〔賭けた〕賭け事に負けた場合、〔その保有地を〕奪われることも、また分割されることも、さらに売却されることも一切禁止されている。その上、もし〔許可を得る〕前に、何らかの物を分与したり、さらに〔上記の行為が〕生じた場合には、〔それらは〕すべて無効である。ただし、それが、領主の了承 (will u. wiss) を得て行われた場合には、領主はその件に関して、各人が自らいかに (wae) ふるまう〔対処する (kheren u. wenden)〕べきかを知り得るように、印章を付与した証書を交付する義務がある。

(35) 〔荘園領民の解放について〕

次に、荘園に所属する〔不自由身分の〕下男ないし下女たる者が、男女とも誰であれ、当荘園から自由になり、解放されたい (loess, vrey ind affgelden wurde) と望む場合には、その件は〔代官ではなく〕専ら領主に願い出るべきである。すなわち、その当人は領主と認められている〔謁見を許されている (dess werden gewair)〕当の領主の許〔権限〕で、〔解放を〕獲得できるのであって、代官には〔上記25条の、他領の住民との移籍〕交換が条件でなければ、当荘園のいかなる住民 (hoffsmenschen) をも、自由ないし解放する権限はない。領主はこの解放に関して、〔被解放者に〕領主を十分に満足させる物〔対価〕を、〔被解放者の有する経済力の〕事情に応じて、要求することができるし、また取得することができる。

(36) 〔3 ヶ月以内に相続人が名乗り出ない場合の領主の対応について〕

次に、男性ないし女性の荘民で、営農のため (mit gewunnener hand) 保有地 (hoeffguidt) に居住する者が死亡した場合、その当人の死後1 ヶ月以内に、最近親相続権者 (die negste erven) はその保有地〔相続〕の

ために領主ないし代官の許に出頭し、そして〔その保有地を〕相続すべきである。もし最近親相続権者が名乗り出ない場合には、領主ないし代官はさらに2ヵ月間〔最近親相続権者の出現を〕待つ義務がある。その〔2ヵ月の〕間に、その保有地を要求する者が一向に現れない場合には、領主ないし代官は自ら〔その保有地の取得を〕希望する者に、その保有地の耕作ないし居住を命じることができる。その後、領主ないし親族(die frunde)は相続人の1人ないし複数人に——<彼らが保有地とどのような関係にあるとも、また彼らがいかなる都市、地方そして農村で(op wat stede, ende ind lande)自分の食い扶持〔生活費〕を稼ごうとも>——、彼らには荘園に出頭し、そして彼らの世襲〔保有〕地を法規に従って要求できる〔旨の〕証書を〔交付する〕義務がある。ただし、当事者の死後3年間、いかなる者も〔領主ないし代官の許に〕出頭しない場合には、その限りではない。すなわち、領主には法規に従って、その保有地を取得する権利があるし、また自ら耕作する権利もある。あるいは、領主がその保有地を貸与したい者に引き渡すことも可能である。

〔注〕 同様の規定は第22条にもあるが、当規定の方が詳細である。

(37) 〔係争についての領主権の再確認について〕

次に、ある係争、対立ないし争論が生じ、その場で、若干の争点について既に〔代官とラーテンから成る荘園法廷で〕取り上げられたが(geroirt ind benempt)、しかし〔一転して〕放置(onberort)されたりと〔決定・調停ができない〕場合には、我われ(院長、院長代理および財務官や、さらに聖パンタレオン修道院の参事会全員)が担当し、自ら調査、審理および判決に当たるものとし、代官は〔もはや担当〕できない。

アイケル荘園法(1500年頃)の原語索引

1. この索引は、中世低地ドイツ語で記されたアイケル荘園法を対象に、訳者が作成したものである。
2. 〔 〕形括弧の中に掲げた現代ドイツ語と、()形括弧の中に掲げた訳語は、原則としてこの訳書に用いた訳語であり、必ずしも普遍的な妥当性をもたないような場合もある。

ることを考慮されたい。

3. 序は便宜上、0で表す。

4. 最後の数字は、語句を含む各条項の番号であり、参照条項の多い項目については、・・・で略記する。

A

- ab leggen [bezahlen] (交換する／～に相当する) 2, 4, 9, 17, 27, 28, 31, 32
aff gaen [abgehen] (死亡する) 1, 16, 17, 18, 19, 36
Affgeding [Loskaufen eines unfreien] (解放／買い戻し) 35
aff gelden [loskaufen] (解放する／買い戻す) 35
aff legen ⇔ ab leggenを参照
ainhaven [anfangen] (始まる) 6
alden [alten] (古い) 4, 6, 9, ……
Allerarmste [Die unterste Schicht] (極貧層／最下層) 25
allsamen [allesamt] (すべて／ことごとく) 27
Andeil [Anteil] (配分／按分) 3
st. Andreisdag [Andreastag] (聖アンドレアスの祭日: 11月30日) 7
anstain [anstehen] (ふさわしい) 22
anstande [zugestehen/anstellen] (了承する) 16
Antwort [Antwort] (弁明／答弁) 30
Apt [Apt] (大修道院長) 0, 21, 37
Arbeider [Arbeiter] (雇用労働者) 12
assumptio [ラテン語: Maria Himmelfahrt] (マリア昇天祭／8月15日) 6
aver [aber] (しかし) 1, ……

B

- bathen [förderlich sein] (有効である) 29
bauwen [bauen] (耕作する) 23, 36
Bede [Abgabe] (賦役) 13
Bedingunghe [Bedings] (審理) 37
bed u cht sich [bedünken sich] (判断する／と考える) 16, 20, 35
befolen [befehlen] (命じる) 1
befragennach [fragen nach] (尋ねる／調査する) 30
begert sich [begehren] (～に申し出る) 19, 25
beiden [erwarten] (待つ) 36
behanden [ausliefern] (引き渡す) 36
bekennen [anerkennen] (承認する) 20
belehnen [belehnen] (封土として授与する) 22
benompt [benehmen] (取り決める) 37
beschehe [geschehen] (生じる) 34
bescheidt [bescheiden] (分与する) 34

beschleiffen [beschlafen] (同衾する) 31, 32, 33
bestanden sich [heiraten] (結婚する) 27, 28
bestalen ⇒ betalen を参照
betalen [bezahlen] (支払う) 3, 4, 6, 7, 8, 9, 16, 25, 27, 28, 29, 30, 32
betreffen [betreffen] (把握する) 14, 36
bevehlen [befehlen] (命令する) 23, 30, 36
bevele [anvertrauen/empfehen] (委託する) 16
binnen [in] (～の中) 21, 23, 29
Boess [Büße] (罰金) 31, 32, 33
boven [über] (～を超えて) 15
Breiff [Brief] (判告録/証書) 6, 34
Brodt [Brot] (収入/食い扶持) 18, 24
Broed ⇒ Brodtを参照
buisen [außerhalb] (～以外に/～なしに) 15, 34
buten [außer] (～の外に) 29
by der Hand [in der Nahe] (～の近くに) 18, 23

C ⇒ Ku. S

D

dair entboven [darüber/trotzdem] (それにも係わらず) 34
dardurch [dadurch] (それによって) 30
darnae [danach] (その後) 0, . . .
darop nehmen [festsetzen] (確定する) 6
darover [darüber] (それについて) 34
darvoir [dafür] (それに代わって) 9, 17, 19, . . .
dar vur ⇒ darvoirを参照
dat [das] (それ) 0, 5, . . .
— [daß] 6, . . .
dede ⇒ doinを参照
deinen [dienen] (賦役/奉仕する) 10, 12, 13, 14
Deil [Teil] (部分) 7
derden [dreiten] (第3に) 3
dicke [oft/häufig] (しばしば) 19
Dienst [Dienst] (賦役) 10, 11, 13, 15
Ding [Gerichtsgedinge] (裁判集会) 4, 6
Dodes [Tod] (死亡) 1, 16, 17, 18, 19, 36
Doides ⇒ Dodesを参照
doin [tun] (～をする) 10, 18, 19, . . .
Doit ⇒ Dodesを参照

Doitz ⇨ Dodes を参照
donatio [Stiftung] (寄進所領) 0
drien [drei] (3) 9, 17, 22
Dry man [Drei Mann] (3人衆) 30
dringen [drängen] (強要する) 16
Dubbelde [Zins] (地代) 29
dubium [ラテン語: Debatte/Auseinandersetzung] (論争/討論) 37
düngen [düngen] (糞尿を運搬する) 10

E

ehelich Weyff [ehelich Weib] (正妻) 10
Eicht [Acht] (8) 1
Eickel [Hohenlimburg] (アイケル/今日のホーエンリンブルク) 0
ein mit [mit] (含む) 1, 6
emphangen [empfangen] (受け入れる) 1, 6
Ende [Gegend/Ort] (地方) 36
enick [irgendein] (何らかの) 6
Engels ⇨ möntzen を参照
entfangen ⇨ empfangen を参照
enthalden [aufhalten sich] (滞在する) 18
ent u schen [dazwischen] (その間に) 36
er [früher] (～より前に) 6
erbarste [ehrbart] (最も信頼のある) 1
Erbgrundherr [Erbgrundherr] (世襲荘園領主) 0
ercleren [erklären] (公表する/読み上げる) 5
Erclerung [Erklärung] (解釈) 37
ergeven [ergeben] (身を委ねる) 24
Ergste [Ängste] (最悪) 21
ermahnen [einfordern] (要請する) 6
Ermanung [Ermahnug/Einforderung] (要請) 5
erstorven [erbloses Gut werden] (相続人のいない土地になる) 22, 23
ersuchen [ersuchen] (願いでる) 25, 35
ervallen [verfallen/zufallen] (～に帰属する) 16, 17
Ervellenüß [Verfallen der Hinterlassenschaft] (遺産の帰属) 16, 18
Erven [Erben] (相続人) 23, 36
 die ersten — (筆頭相続人) 19
 die negsten — (最近親相続権者) 20, 36
Erves [Erbes] (世襲相続財産) 22
erwecken [erwecken] (思い起こさせる) 5, 6
erwerben [erlangen/erwerben] (願い出る) 35

evenlich [ebengleich] (生涯かわらぬ/修身) 25

F ⇒ V

G

gebreck [brechen] (違反/違反を犯す) 6

gedaen [getun] ⇒ doinを参照

Gedinge des hoeffs [Hoffsding] (荘園裁判集会) 1, 4, 6

ungeboden Geding (Ungeboten Geding) (定期裁判集会) 3

Gedrang [Not] (貧窮/窮乏) 29

Gefiele [Gefalle] (死亡税) 19

geine [kein] (一つも~ない) 2, 15, 17, . . .

geinerley wise [auf keinerlei wise] (決して~ない) 15

gelichen [gleich] (同じ) 11, 19

geloven [geloben] (誓約する) 21

gene ⇒ gene を参照

genen [Jeder] (各人) 2, 10, 12, 15, . . .

genoch doin [genugtun] (十分に諸義務を果たす) 19, 20

geroirt [rühren] (届く) 37

geschege [geschehen] (起こる) 34

gesinnen [verlangen] (要求する) 20, 22, 23, 30, 36

gesönnen ⇒ gesinnenを参照

gesunnen ⇒ gesinnenを参照

geven [geben] (支払う/与える) 2, 5, 6, . . .

gewair [gewahr werden] (認める) 35

Gewerff [Abgabe, des die bei Übergang des Besitzes in andere Hand an den Herren
gezahlt wird] (保有地 移転料/相続税) 19, 22, 23

gewunner Hand [Bearbeitete Hand] (作り手/働き手) 16, 36

gezeücknüss Pennink [Gezeugnispennich/Hofgeld] (登録税) 9

glimplich [glimpflich] (然るべき/適切な) 16

Gnad [Gnad] (許可)

Gotzhus guider [Gut des Gotteshauses] (聖堂所領) 17

Grass [Gräserei] (草刈り) 10

gunnen [gönnen] (喜んで許可する) 19

H

haen [haben] (所有する) 17, . . .

Halff [Halb] (半分) 2, 9, 30

halven [halben] (~のために) 1, 16, 17

Handgewinnen ⇒ Gewerff を参照

————— [Erbgut] (相続財産) 19, 22, 23
 handhaven [schutzen] (守る／維持する) 21, 23
 hant
 — tun [übergeben] (引き渡す／下す) 5
 bei die ——— [in der Nähe] (～の近くに) 18, 23
 hedden ⇨ haen を参照
 heisch [fordern] (要求する) 16, 30, 35
 helffte ⇨ halff を参照
 heller ⇨ möntzen を参照
 helfen [helfen] (助力する) 21
 Herlichkeit [Herrlichkeit] (支配／支配の正当性) 5, 6,
 herligkeit ⇨ herlichkeit を参照
 herna [hernach] (以下に) 1, 3, . . .
 Hiy [Er] (彼／彼女／それ)
 hirbevoir [hiervor] (すでに) 37
 Hoeff [Hof] (荘園) 1, 2, 3, . . .
 ———— froenenn [Fronhoffsbote] (荘園の廷吏) 9, 21
 ———— luiden [Hofsleute] (荘園領民) 6, 9, 10, 14, 18, 25
 ———— luiden [Hufner] (フーフエ保有農) 1
 ———— menschen [Hofsleute] (荘園住民) 35
 ———— mann (男性荘民) 9, 16, 17, 19, 20, 21, 22, 24, 25, 26, 27, 31, 33, 35, 36
 ———— fraw (女性荘民) 9, 16, 17, 19, 20, 22, 24, 25, 26, 28, 35, 36
 ———— knecht (下人) 9, 18, 22, 32, 35
 ———— magde(下女) 9, 18, 22, 31, 32, 33, 35
 ———— recht (荘園法) 0, 5, 6, 21
 ———— guidt (荘園保有地) 16, 19, 20, 21, 22, 23, 34, 36
 Hoeven ⇨ Hoeff を参照
 Hoevener [Hufner] (フーフエ保有農) 4, 5, 6, 7, 8, 11
 holt [treu] (誠実な／忠実な) 21
 holten [holzen] (伐採する) 10
 Honer [Huhn] (鶏) 2, 8

I = J

Jairs [Jahr] (年) 0, 1, 2, . . .
 ichliche [Jeder] (各人、それぞれの) 2, 3, 10, . . .
 id ⇨ idt を参照
 idt [es] (それ) 1, 6, 13, . . .
 idt wer dan sach, dat [es sei denn daß] (～の場合はその限りではない) 30, 34
 iem [ihm] (彼に) 20, 21, 29
 Jemantz [Jemand] (誰かが) 6, 24, 35

ime ⇨ iemを参照
in [ihn/ihnen] (彼を) 1, 12, 13, . . .
in betalen [einbezahlen] (支払う) 6
ind [und] (そして) 1, 2, 3, . . .
innen [ihnen] (彼らに／彼女らに) 9,
irsten [ersten] (初めに／第一に) 1, 7
iss [ist] (である) 1, 16, 17, . . .
itlich ⇨ ichlicheを参照
Juffer [Jungfer] (処女、未婚の女性) 31

K

Capitel [Kapitel] (参事会) 37
kehren [benehmen sich] (振る舞う／対処する) 34
Kelner [Kellner] (酒蔵番／財務官) 6, 37
kiesen ⇨ kysenを参照
Kinde [Kind] (子供) 27, 28
 das ersten — (第一子) 27
 die andern — (第一子以外の子供たち) 27
Kleid [Kleid] (衣服) 16, 17
Knecht ⇨ hoeffを参照
Koe [Kuh] (雌牛) 16, 17
Colne [Köln] (ケルン市) 0, 2, 4, 21, 27, 31
Convent [Konvent] (僧侶団) 0, 21
Kost [Kost] (飲食物／食事) 10, 12, 13, 14
Kotter [Kotter] (ケーター／小農) 1, 2, 4, 5, 6, 7, 8, 11, 15, 19
—— guit ⇨ (ケーター保有地) 12, 19, 20
kysen [auswahlen] (選択する) 1,

L

laten (ラテン語：ラテン：7人衆) 1, 5, 6
letare (ラテン語：レターレ：喜びの主の日、3月中旬頃の四旬節の第4日曜日) 4
levenlank [lebenlang] (生涯にわたり) 25, 27, 28, 32
leveren [ausliefern] (納付する、引き渡す) 8, 27
liessen [lassen] (～させる) 9, 22
litones (ラテン語：リトーンネス：7人衆) 1
Loes [Los] (単位保有地) 22
loess sein [einlösen] (自らを買い戻す) 29
loes geven [befreien] (解放する) 35
Luiden ⇨ hoeffを参照
Lyve [Leib] (身体、自ら) 13, 14

M

- mach [mgen] (～できる) 2, 4, 9, . . .
 machtloiss [ohne Geltung] (無効である) 34
 Magd ⇒ hoeffを参照
 magh ⇒ machを参照
 Mahnung [Mahnung] (支払いの催促) 29
 Mail [mal] (時) 5
 op dat self mail [zugleich] (同時に) 5
 Maind ⇒ mondenを参照
 mallich [Jedermann] (各人) 34
 Maslstast [Gerichtsstatte/Versammlungsplatz] (裁判開催所/集会広場) 3
 Mark [Markgrafschaft] (マルク伯領) 0
 Maßen [Mass] (料・量) 11, 17
 mechtig [mächtig] (権限を有する) 9, 16, 22
 mer [mehr] (さらに) 19, . . .
 Middelmässigste [Mittelschichten] (中層荘民) 25
 Miel [Grenzmal] (荘園の境界線/境界地) 6
 Monden [Monat] (月) 22, 36
 moste [müssen] (～せねばならない) 16
 Möntzen [Müntzen] (貨幣)
 ———— Schild [Schild] (シルテン [盾] 金貨) 2, 17, 18, 19, 20
 ———— Crossen [Groschen] (グロッシェン銀貨) 2
 ———— Rinsche gulden [Rheinische Gulden] (ライン・グルデン貨) 25, 26, 27, 28
 ———— Franken gulden [Frankische Gulden] (フランケン・グルデン貨) 31
 ———— Engels [Engels] (エンゲルス貨) 2, 4, 6, 7, 17, 27, 29, 32
 ———— Colonische wisspennink [Kölnische weispennig] (ケルン・ヴァイスペー
 ニッヒ) 2, 4, 27, 31
 ———— Colonische heller [Kölnische Heller] (ケルン・ヘラー貨) 4

N

- nae [nach] (～に従って) 3, 5, 6, . . .
 nae woent [nahewohnen] (近くに住む) 6
 Neimantz [niemand] (だれも～ない) 0, 34, 36
 nein [kein] (～ない) 15, . . .
 neit [nicht] (～ない) 1, 4, 9, . . .
 negste ⇒ erven を参照
 nirgendt [nirgends] (どこにも～ない) 35, 36
 nit ⇒ neit を参照
 Nütz [Nutzung] (収入/収益) 24

O

- och [auch] (～も) 12, 30, 37
oen [ihnen] (彼らに) 22
off [oder] (あるいは) 4, 6, 9
off [ob] (もし～ならば) 20
oick ⇒ ochを参照
onberort [unberührt] (放置する) 37
op [auf] 2, 3, 4, . . .
opdoen [auftun] (開示する) 6
opgerichten [aufrichten] (立てる) 21
mit opgerichten Vingern (指を立てて) 21
Ordell [Urteil] (判決) 6
Orloff [Urlaub] (認可／許可税) 24, 25, 26, 27, 28, 34
over [über] (～について) 0, . . .
overlendiske [über Länder] (地域を超えて／ラインラント全域に普及した) 17
overzogeven [überzugeben] (身を委ねる) 25

P

- Pacht [Pacht] (小作料) 1, 2
Pagementz [Währung] (通貨) 24
St. Pantaleon (聖パンタレオン大修道院) 0, 5, 9, 21, 37
——— tag (聖パンタレオンの祭日／7月28日) 9, 27, 28, 29, 32
penden [pfänden] (担保として差し押さえる) 9
Perden [Pferd] (馬) 10, 11, 13, 14, 16, 17
Perthien [Partei] (当事者) 26, 36
Prior [Prior] (院長代理) 37

Q

- quemen [kommen] (出頭する／来る) 4, 5, 6, 7, 20, 23, 32
Quick [Rind] (牛) 17

R

- Rede [Rede] (弁明) 30
redelich [ordentlich/rechtmässig] (正当な) 16
Reichste [Der reichste Schichten] (最も富裕な者) 25
Reisen [Mal] (回) 1
Register [Register] (財産台帳) 30
rinsche [Rheinische] (ライン地方の) 25, 26, 27, 28
Rollen [Rolle] (巻物状の判告録) 6

S

- Saterdag [Sonnabend] (土曜日) 5
Scheidünge [Entscheidung] (判決/判断) 37
schetzen [wechseln] (換算する) 16
Schild⇒ möntzenを参照
Scholtis [Schultheiß] (代官) 1, 4, 5, 6, . . .
schrieven [schreiben] (記載する) 30, 36
Seess [Sechs] (6) 1
Seven mann [Sieben männer] (7人衆) 1, 5, 6
Siegell [Siegel] (印章) 34
sin [sein] (～である) 13, 18
Sinnen [Denken] (英知/思考) 21
Stadt [Stadt] (都市) 21, 36
steidt [setzen] (規定する) 17
sterben [sterben] (死亡する) 20, 30
Stroe [Stroh] (麦の収穫) 10
Stuess [Münze] (硬貨) 27, 32
sunder [ohne] (～なしに) 29, 33, 35 . . .
suss [sonst] (さもなければ) 6
sy ⇒ seinを参照

T

- tasten [tasten] (手を被せる) 20
tho [zu] 1, 2, 3, . . .
thovorens [zuvor/ehemals] (以前に/かつて) 29, 34
thwintig ⇒ twintichを参照
tom [zum] ⇒ thoを参照
Torniss ⇒ möntzenを参照
trecken [ziehen] (移る) 24
treuwe [treu] (誠実に) 21
tweden [zweiten] (第2に) 2
twintich [zwanzig] (20) 1, 27
Tynss [Zins] (地代) 3

U

- uess [aus] (～から) 1, 25, . . .
uessbreche [ausbrechen] (～が発生する) 31
uis ⇒ uessを参照

uisswisend [ausweisen] (証明する) 0
Uiswisong [Ausweis] (記録) 6
uitkysen [auswahlen] (選出する) 30
Ummeling [Umwohner] (莊園の境界地近辺に居住する村外れ住人) 6, 14, 29, 30
Unbestaden [Die Unheiratede] (未婚者) 18, 31
undergeit [untergehen] (沈む) 6
underworpen [unterwerfen] (～の支配に服す) 9
unwerde sein [unwert sein] (無効である) 34
up ⇒ opを参照
üperstüde [jetzt] (今) 37
Upperrfartsdag [Himmelfahrtstag] (キリスト昇天祭／5月20日) 5

V

Vastelavend [Fastenabend] (四旬節) 8
Vee [Vieh] (家畜) 17
ver [fern] (さらに) 17
Verachtnuß [Verachtnis] (無責任／軽率) 22
Vercken [Ferkel] (子豚) 16, 17
verdeinen [verdienen] (奉公する／稼ぐ) 18
Verfellnüß [verfalle Gut] (遺産) 30
verkundigen [verkündigen] (告知する) 30
vermuiden [verdingen sich] (奉公する) 24
vernehmen [anhören] (聴取する) 30
Versäumnuß [Versäumnis] (怠慢) 22
verseümen [versäumen] (怠る) 18
verspliessen [verspielen] (賭け事に負けて財産を失う) 34
verstendigsten [verständigsten] (最も分別がある) 1
Versterffnüß [Hinterlassenschaft eines Horiges] (莊民の遺産) 30
verteilen [verteilen] (分割する) 34
vertein [verteidigen] (主張／弁明する) 20
vess [aus] 35
viell [geben] (支払う) 2, 19
vierde Deil [Viertel Teil] (4分の1) 4, 7
Vingern [Finger] (指) 21
Virdag [Festtag] (祭日) 1, 4
fleiss tun [befleißigen] (努力する) 18
Foder [Futter] (飼料) 13
vor ⇒ vurを参照
vorder [weiter/mehr] (さらに) 16
Vorstandt [Wissen] (英知／知識) 21

vort [mehr] (さらに) 10, 14, 15, . . .
froen ⇨ hoeff を参照
vromeden [fremd] (外国の／遠隔地の) 18
Frucht [Kind] (子供) 32
Fründe [Freunde] (親族) 36
vueget sich [fügen sich] (～が生じる) 24
fundatio [ラテン語: Stiftung] (寄進所領) 0
vur [für] 18, 20, 28
vurg [vor/früher] (前に) 0, 9, 11, . . .
vur kheren [hervorkehren] (示す) 21
vurstapeln [bekommen/erhalten] (受け入れる) 21
vurt ⇨ vort を参照

W

Wachen [wachen] (夜警番／監視番) 15
Wachtgeld [Abgabe für das Wachtendienstes] (夜警番代納金) 15
wae [wie] (いかに／～のように) 30, 34
waer ⇨ wae を参照
wan [wenn] (もし～／～の時) 6, 10, . . .
wanneke ⇨ wan を参照
war [wo] (もし～の場合／どこに) 18
warnen [warnen] (戒める／避ける) 21
Wass [Wachs] (蠟) 28, 32
wasstinsig [Wachstinsig] (蠟を納める義務のある) 27, 28, 32
wat [welcher] (どのような) 6, 18
Wedde [Strafgeld] (罰金) 9
weigern [verwigen] (拒否する) 13
weisten [weisten] (最も賢い) 1
wer [wäre] (～であるならば) 13, 17, 22, 28, 32, 34, 35, 37
Werde [Wert] (価値物) 9, 17, 19, 20, 27
Werkeldag [Wochentag] (曜日) 6
werven [erwerben sich] (取得する) 19, 36
Wesselink [Umtausch] (交換) 35
wheren ⇨ wer を参照
Wiss [Wissen] (了承) 34
Wisspennink ⇨ möntzen を参照
wolden [wöllen] (～を望む) 24
wonnen [wohnen] (居住する) 2, 12, 14, 17, 18, 19, 29, 30, 36
wuelden ⇨ wolden を参照
wysen [weisen] (判決を下す) 5

Z

- Zide [Mal] (～回) 2
ziemblicher [angemessen] (適正な) 13
zobehoret [zugehören] (所属する) 12
zu hand [sofort] (直ちに) 36
zu stund [sogleich] (直ちに) 25
Zweyunge [Entzweigung] (係争) 37
Zwiss [Streit] (対立) 37
Zynss [Zins] (地代) 1, 2, 29, 30

(参考文献)

久光重平『西洋貨幣史』(上)(中)(下)、国書刊行会、1995年。

W・エーベル(西川洋一訳)『ドイツ立法史』、東京大学出版会、1985年。

[付記]

同邦訳にあたり、恩師の椽川一朗先生(東京都立大学名誉教授)からご教授をいただいた。この場をかりて、お礼申しあげる。